

総務委員会会議録

平成20年9月11日(木)

(開 会) 11:00

(閉 会) 16:45

○ 委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。「議案第78号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 人事課長

「議案第78号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」について、ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。今回の条例改正は、平成20年6月18日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法に関する規定から分離するとともに、報酬の名称が「議員報酬」と改められましたので、関係する条例の規定を一括して整備しようとするものでございます。2ページをご覧ください。該当する条例は、それぞれの条文の見出しにございますように、「飯塚市附属機関の設置に関する条例」、「飯塚市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例」及び「飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の3件となりますが、改正の内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。3ページをご覧ください。それぞれの条例におきまして「議員の報酬」または「報酬」と規定しておりますものを「議員報酬」と改め、また地方自治法の改正に伴い引用する条文の条数及び項数を改めるものでございます。4ページをご覧ください。前ページと同様に所要の改正を行いますとともに、附則におきまして施行期日を「公布の日から」と定めようとするものでございます。以上で、議案第78号についての説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

基本的には「報酬」を「議員報酬」に変えるという改正に伴っての変更だろうと思うんです。これについては異議ございません。しかし、この新旧対照表の中で、中ほど、一覧表の下に新旧で、「飯塚市議会の議員の報酬」というものが「飯塚市議会の議員の議員報酬」という表現になるわけですが、日本語の表現として、どちらが正しいですか。「報酬」を「議員報酬」に改めることについては、それは改正ですからそれでいいんです。しかし、この全体の表現として、「飯塚市議会の議員の議員報酬」という形に変えることの、これは日本語としてなっていないでしょう。総務部長、そう思いませんか。

○ 総務部長

文言の関係かと思いますが、この部分につきましては飯塚市議会の議員の「議員報酬」と「費用弁償」、こちらのほうにもかかって参りますので、こういった表現にさせていただいております。

○ 永露委員

それは両方にかかることは分かりますけれども、当然これは飯塚市議会の議員に関するものでしょう。限定されてるわけでしょう、当然。じゃあ、この文言の内容が全て飯塚市議会の議員に関するものということは、必然的にそうなるわけでしょう、内容的に。で、あなたは今、「費用弁償」にもかかるということを言われたけれども、その前段の「飯塚市議会の議員の議員報酬」なんて表現は、これは日本語としておかしいですよ。端的に何うんです。この表現は日本語としてどうですか。学校でどういうふうな指導をしますか、これ。どちらが正しい

ですか、丸を付けなさいと言われてたら、どっちに丸を付けますかね。こんなダブった表現をしますか、日本語として。まさに「馬から落馬」の類じゃないですか。少しも疑問に思いませんでしたか。国がこうなったからこうしました、ということですか。

○ 総務部長

質問者が言われますように、わかりにくい部分もございましょうが、国のほうからこのような形で改正という通知もございまして、各自治体、そのような形の表現といたしておりますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○ 永露委員

国から言われたら何でもするんですか、あなた。おかしいことも、それを認めてやっていくんですか。内容を言ってるんじゃないですよ。表現として、もう少し考えた表現があるでしょう。何も考えないでそのままいったんですか。あなた、本当に頭の中で、これはおかしいなと思ってあるでしょう。聡明なあなたですから、思ってあるはずです。全員思っているはずですよ。こんな表現はあるんですか、だいたい、日本語で。おかしいと思ってるでしょう。思っていないんですか。まさに私が言ってることは、内容的にはどうでもいいことなんです。どうでもいいんですよ。しかし、やっぱりこれがきちんとした公文書で残っている以上、日本語としての正当性もやっぱりきちんと付けていかなければおかしいんじゃないですか、ということをお願い上げておるんですが、おかしいと思いませんか。おかしくない、どっちですか。

○ 総務部長

分かりにくい表現かと思いますが、正確に内容を伝える文書としてこのような形にさせていただいておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

○ 永露委員

これは「分かりにくい表現」じゃない。間違った表現です。分かりにくいなんて言う、あなたの言うことが分かりにくいんですよ。これは間違った表現ですよ、日本語として。それでも、分かりにくい表現だから、しかし国の方針ですからこれでご理解ください、それしか言わないのですか、あなたは。この表現を変えることは出来ないのですか。「報酬」を「議員報酬」に変えるということについては問題にしておりません。でも、この表現では日本語としておかしいということ言ってるんです。ここは日本ですから。そうは思いませんか。思わないなら思わないと言ってください。それ以上言いませんから。

○ 総務部長

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川上委員から「入札制度について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。入札制度改革について本委員会は昨年8

月22日以来、11月13日、2月4日、5月21日、8月5日、1年にわたり調査を続けてきました。一方、本市は、入札制度におけるさらなる透明性を確保し、不正行為排除のための罰則を強化するとともに、工事の適正な履行を図るために、として4月1日から現場説明会の廃止、予定価格の事前公表の対象拡大、指名停止措置の強化、最低制限価格の対象金額の拡大を実施したのに続き、7月1日から条件付き一般競争入札の試行に踏み出しました。一定の効果が期待されるところであります。ところが、8月22日に公告があり、明日実施予定の鯉田工業団地造成工事の一般競争入札をめぐる、参加業者が限られれば談合がしやすくなる、条件を付けた市が誘発するようなもの、と指摘する声が上がっているとの報道がありました。そこで、この際、特に条件付き一般競争入札導入に関する評価及び今後の課題を急ぎ明らかにしたいと考えるからであります。よろしくお願いいたします。

○ 委員長

おはかりいたします。本委員会として「入札制度について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「入札制度について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 11:12

再開 13:10

委員会を再開いたします。所管事務調査を行います。「入札制度について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

条件付き一般競争入札の実施状況について、前回、8月5日の本委員会で報告がありました。上下水道局では土木一式工事3件を7月29日に入札執行、参加可能対象33社のうち32社、もう一件は同じく33社のうち31社、及び31社のうち29社、それぞれ応募があり、その平均落札率は74.33%というのが報告の内容です。その報告の最後に、今後も応募者の数や落札率を中止しながら、また公告の内容等にも十分な注意を払い、より良い入札制度となるよう努めてまいりたい、このように決意が述べられたわけです。そこで、その後の一般競争入札の実施状況と結果の特徴を伺います。

○ 契約課長

7月1日から条件付きの一般競争入札を実施したわけでございますけれども、その状況といたしまして、9月10日現在でございますけれども、市長部局において3件、一般競争入札で実施しております。そのうちの1件が鯉田保育所新築工事でございます、これにつきましては落札率が84.99%、参加可能対象者数が18社、そのうち申請者数が16社となっております。この入札においては最低制限価格に応札した業者が6社ありまして、くじ引きによって決定がなされております。それから2件目でございますけれども、三軒屋工場団地線道路新設工事3工区、それからもう1件が4工区でございますけれども、これは土木2等級でございます。これにつきましては落札率が82.49%、参加可能対象者数が31社ございまして、申請者数が11社、応札者数が9社となっております。その結果、最低制限価格で応札した業者が1社ございまして、最低制限価格によって落札しております。それから3件目の4工区でございますけれども、この落札率は82.59%でございます、参加可能対象者数としましては31社ございまして、そのうちの申請者数が11社ございまして、応札者数は8社となっております。で、辞退等が3社出ておりますので、8社で入札を行っております。その結果、最低制限価格の応札が1社ございまして、最低制限価格によって落札するという結果になっております。

それから、これは上下水道局のほうでございますけれども、現在まで条件付き一般競争入札の実施状況は、先ほど委員が申されておりました3件、7月29日に実施いたしましたけれども、その後7件ございまして、全部で10件あっております。これはトータルで申し上げたいと思いますけれども、落札率の平均が81.28%となっております。申請者数については、これも平均しかとっておりませんけれども、だいたい19.3となっております、10件入札を行っておりますけれども、1件だけが最低制限価格で応札ということではなくて、9件が最低制限価格で応札しているというところで、9件がくじ引きによって落札が決定されているところです。簡単でございまして、一応、一般競争入札を実施した後の状況につきまして、でございます。

○ 川上委員

最低制限価格での入札というのがほとんどなんですね。その中で三軒屋工場団地線道路新設については、3工区も4工区も最低制限価格を入れたのは1社だけということになってるわけですね。どういう感想を持たれてますか。

○ 契約課長

市長部局においては、まだ1千万円以上のこういった条件付きの一般競争入札は3件しか実施してないわけでございますけれども、やはり最低制限価格のほうに応札があるということと、やはり上下水道局においてもほとんどが最低制限価格によって、くじ引きによって落札しているということでございます。それともう一つは申請者数でございますけれども、当初私たちが心配していたのは、一般競争入札になりますと、こちらから指名ということではなく、業者さんの自由裁量というところになるわけですが、申請されるのが少ないのではないかな、という気持ちを持っておりましたけれども、颯田保育所については、これは対象の等級者数が22社あるわけですが、そのうちの参加可能対象者数は18、そのうち申請されたのは16ということで、このような競争が働いたのではないかな、と。しかし、三軒屋の関係の3工区と4工区については、こういった数字、申請者数が対象等級者数に比べて3分の1程度ということになるわけですが、これはちょうど鯉田の工業団地の造成工事と申請の期間がダブった関係もあるかな、というところで、そういった部分でのお応札者数が若干減ってきたのではないかな、と、そういうところで考えております。全体的には、上下水道局を含めたところでの一般競争入札において申請者数は、結構多く申し込みがあつてるのかな、という判断をしておりますので、今後またこれも引き続き注視しながらやっていきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

三軒屋工場団地線3工区・4工区については、注意深く注視してまいりたいということではいけない状況じゃないかと思うんですよ。これは31社に資格があるのに、応札したのは九つでしょ。で、4工区は八つでしょ。で、最低制限価格を入れたのは1社だけじゃないですか、それぞれね。これは、非常に重大な警鐘が鳴つてると思うのが普通じゃないかと思うんですよ。だから、当初から心配された、本委員会でも各委員が指摘したような事態が生じ始めているかもしれない、既に。そういう認識を持たないといけない。つまり、資格を持つところは多数あるんだけれども、実際に入札するのは少数になる、これでは指名競争入札並みの数字じゃないですか。こういう場合には、どうかなと思うような結末が出て来かねないというふうに思うわけですね。そこで、繰り返しますけれども、応募者の数や落札率を注視するということでしたけど、競争性は確保されたという認識ですか。それとも、全体的なこと、三軒屋のことがあるかもしれないんですけど、総論について、どういうふうに競争性について思われるか、お尋ねします。

○ 契約課長

現時点におきましては、競争性は発揮されている、そういうふうに私は認識しております。

○ 川上委員

現時点では、という微妙な言い回しですけど、何をもって「競争性が発揮されている」というふうに考えるわけですか。何を見てそう思われるわけですか。

○ 契約課長

一つは最低制限価格によるくじ引き、そこにあるかと思えますけれども、実際には入札における、これは結果ですけど、くじ引きが多くあるというところの、最低制限価格によつての部分が大きなものではないかな、というところでは思っております。

○ 川上委員

最低制限価格は競争によって決まらないですよ。あなた方が決めるわけでしょう、最低制限価格は。で、最低制限価格が、従来80%だった、80%を割ってましたよね。これが、このところ非常に高いですね。85%を超えると、85%で頭打ちするわけですか。で、相当に最低制限価格が高くなってる。そして、多くがそれに札を入れて、複数でくじ引きする場合と単独で最低制限価格で入れているという場合と、二つのパターンに、大きく見ると分かれていると思うんですよ。この事実を見て単純に、競争性が発揮されている、みんな最低制限価格で入れているから競争性が発揮されてるとするのは、思い込みだと思います。ですから、もう少しこの最低制限価格、札の集中、くじ引き、あるいは単独ということについては、正確な評価をしなければならんと思うわけです。特に、絞り込まれたところについては指名競争入札の時と変わらないというふうに私は思うわけです。

それから、今回、一般競争入札は条件付きとなっておりますね。この「条件付き」というのは、地元業者を守るという観点ですね。7月以降、地元業者を守るという点ではどうだったというふうに評価されますか。

○ 契約課長

これは以前からもそうでありましたように、市内業者に発注するということから、十分応えられているものと思っております。

○ 川上委員

地元業者を守るということは当然重要なんですが、ところでこの間、条件付き一般競争入札で談合情報は寄せられませんでしたか。

○ 契約課長

調査に値するような談合情報、これは入っておりません。

○ 川上委員

あなた方が調査に値しないと判断した情報があるわけですね。どういう情報ですか。

○ 契約課長

失礼しました。今までのこの条件付き一般競争入札では全く入っておりません。今、私が調査に値するとかいう表現を使いましたけれども、談合情報は入っておりません。

○ 川上委員

確認しますけど、そうしますと、条件付き一般競争入札ではどういう種類、調査に値する、しないにかかわらず情報は一切無いということなんですね。

○ 契約課長

先ほど実施状況を説明申し上げましたけれども、これについては、ありません。

○ 川上委員

先ほどの答弁、振り返ると、条件付き一般競争入札では談合情報は一切無いということは、先ほどの関係から言うと、それ以外では情報があったということなんですね。どういう情報があったんですか。

○ 契約課長

それ以外についても、情報等はあっておりません。

○ 川上委員

先ほど、値する情報はなかったと言われたでしょ。だから、あなた方が「これは調査に値しない」と言った情報があったわけでしょ。それをお聞きしてるんです。つまり、条件付き一般競争入札では何ら情報はなかったんだけど、条件付き一般競争入札でない場合については情報があったというニュアンスだったから確認してるんです。

○ 契約課長

失礼しました。条件付き一般競争入札以外についても、そういう情報はあっておりません。

○ 川上委員

そうしますとね、この間、政治家その他、いろんな団体がありますけど、社会的不正義をことにするような団体とかありますね。そういったところからの圧力はなかったですか。市の幹部に対して。

○ 契約課長

それもございません。

○ 川上委員

そういうのがあった場合は、どういうふうに対処するようになってますか。条件付き一般競争入札だけ、ということではないでしょうけど。記録を取るとか、そういうこともあるでしょうけど、どういった対応をするようになってますか。

○ 契約課長

そういう情報等があれば、公正入札の調査委員会を開催した中で審議していただくということになります。

○ 川上委員

現在、国から地方まで、官製談合防止に躍起になってるわけですね。で、4月以降、この条件付き一般競争入札実施にあたって、従来からのこともあるかもしれませんが、飯塚市における官製談合の防止にどういう努力をしているか、お尋ねします。

○ 契約課長

官製談合そのものについての対応・対策ということでしょうけれども、具体的には職場内、課での研修等は行っているところでございますけれども、実際に「こういったものをやってる」ということはございません。

○ 川上委員

職場で官製談合防止の研修をしてるんですか。

○ 契約課長

契約課の中においては、適正な事務を執行するうえで私どもは、研修という言葉を使いましたけれども、そういったものについては日々行っているところでございます。

○ 川上委員

契約課内では、ということですね。官製談合というのは上から来るんですよ。上から来るから官製談合なんですね。だからそれは、防止するためにはどういう努力を飯塚市はするかと聞いているわけです。特に7月以降、どういう努力をしたか。

○ 総務部長

官製談合ということで、トップからのお話ということでございますが、当然この法律もできまして、職員への罰則規定等ございます。職員は当然、自分で自分を守る必要もございまして、こういうことは一切あってはならないことですから、私どもはないように心がけておりますし、努めております。

○ 川上委員

課長の答弁と部長の答弁を合わせると、何もやってないということですね。法律があるからね、何もやってないということですよ。そういう答弁じゃないんですか。

○ 総務部長

全体的な業務に関係しますけれども、内部通報者の保護の法律もございますし、それに従って私どもも事務を進めておりますし、職員関係も含めてきちんとやっていくということで努力をさせております。

○ 川上委員

一般競争入札を導入した時に、いろいろ合わせて強化しなければならないものが幾つかあるわけですね。後でも言いますけど、例えば工事内訳書とかね。こういうのを義務付けしないとイケないわけですよ。と同じように、官製談合に対してきちんとした対応をするということと併せてやっていかないと、一般競争入札は効力を発揮しがたいわけです。様々な条件、地元業者を守るための条件ということで出発するんだけど、ほかの条件もいろいろ付いてくるでしょう。そうすると、一般論で言えば、官製談合がしやすいような環境ができていきかねない。これが全国の教訓ですよ。で、飯塚市が一般競争入札を条件付きで7月から導入するのであれば、この官製談合を許さないというために、どういうことか努力がなければならぬわけですね。

さらにお尋ねしますが、先ほど紹介しましたが、8月5日の本委員会での答弁では、入札公告の内容等についても十分な注意を払うと述べてあるわけです。この公告の内容の点で言うと、品質の確保という観点が非常に重要なんですね。そこで、あなた方は、品質の確保という観点から、公告を出す場合にどういう努力、工夫をされたか、お尋ねします。

○ 契約課長

履行の確保という観点から、最低制限価格、これを使いまして、実際には工事の履行、品質の確保、そういったものを図っているところでございます。

○ 川上委員

公告の時には仕様書を出しますでしょう。仕様書の中身を、今までは狭い範囲で検討しておったんだけど、一般競争入札以降はもう少しチェックを厳しくして、絶対に品質を確保するという体制的なことでも、考える必要があるかと思うわけですよ。一般競争入札以前と、その後では、もっと強化しないとイケないと思うんですね。そういった点で、あまり特別なことはしていないということのようです。そこで、先ほども言いましたが、お尋ねしますね。今日の総務委員長報告の中にもありましたけど、前回の委員会であなた方は、工事見積書、あるいは内訳書については重視してる、と。で、検討してまいるということなんだけど、まだ義務付けはしていないんですか。お尋ねします。

○ 契約課長

現在、まだ義務付けはしておりません。検討中でありまして、新年度に向けて、そういった実施に向けて、今、検討中でございます。

○ 川上委員

年度内にも相当大きな工事が発注されますよね、これからも。なぜ来年度、4月まで義務付けを待たねばならぬのか、非常に不思議ですね。このことについては1年前から総務委員会で指摘もしてないじゃないですか。で、検討する、検討すると言われてるわけですよ。来年の春とも言われたことなかったですか。「来年の春」というのは今年の4月ですよ。で、まだ検討してるわけですよ。いつまで検討を続けるのか、何を検討するのか。現実的にあなた方は、この工事見積書あるいは内訳書については、義務付けについては、何も検討していないんじゃないんですか。周知をするでもない。何を待ってるわけですか。何を検討してるわけですか。そこを聞かせてください。

○ 契約課長

一つは、こちらがわのチェック体制も必要でありますし、そういったところでの検討も必要でありますし、もう少し時間を頂きたい、そういうふうに思っております。

○ 川上委員

この工事見積書あるいは内訳書の義務付けというのは、談合を防止するうえで相当な力を持っているわけですよ。で、逆に言えば、この義務付けがない間は、袋の口を緩めてるのと同じですよ。どうして、そういうことが分かっているのに、検討、検討と言って1年も袋の口を緩め続けているのか、非常に不思議ですね。

それから、一般競争入札の公告から入札までについては、本委員会でいろいろ説明を受けました。指名競争入札に比べて1週間ほど期間が長くなるとか説明を聞いたんですけども、今日、入札の公告に至るまで、どういう事項をどういうふうに検討して、そしてどこで決裁を出して入札公告に至るのか、聞きたいんですよ。特に、工区はどう決めるのか、とか、それから設計価格はどこでどういうふうに決めるのか、中身はいいんですよ。それから予定価格、最低制限価格はいつ決めるのか。そういうことなどについて、重要なことについて、意思決定の場と、それから、そのレベルの決裁権者は誰なのか、それがどういうふうな流れでくるのかを、ちょっと口頭で分かりにくいかもしれませんが、ゆっくり説明してくれませんか。

○ 契約課長

契約課においての事務手続きでございますけれども、これは一つは、原課からの契約の入札案件と申しますか、そういった依頼文書を頂きまして、その後、これが1千万円以上とした場合、条件付き一般競争入札ということで確定しますと、業者選考委員会を開催いたします。その中でいろいろ審議していただいて、告示、公告する内容等について審議いただいた後に、それを市長に答申をいたしまして、その決裁を頂いた後に告示をするというような形になっております。その告示を経た後に、一定期間を設けて入札参加申請書の受付の締切、その後、入札予定というふうになっております。

○ 川上委員

今日は都市建設部の関係も来ていただいているんですが、原課が入札案件を契約課に持ち込むまで、どういう作業がありますか。で、どういう流れがあるか、先ほどと同じようなポイントで説明してもらえますか。

○ 土木建設課長

当課のほうでは、設計をいたしまして工事の価格を決めるわけでございますけれども、場所と工事の価格が決まったら起工伺いというのを回します。起工伺いが帰ってきた次に入札の執行伺い等々を決裁を頂いて、契約課に送り込むというシステムになっております。

○ 川上委員

じゃあ、土木建設課長の言われる設計というのは、何を含んでいますか。

○ 土木建設課長

設計と申しますのは、設計図と金額ですね、工事費でございます。

○ 川上委員

そこで重要になるのは、その設計でしょ。それから起工伺い、入札伺いでしょ。これの起案は課長がするわけでしょ。そして、契約に回すまでの決裁は、最終決裁は誰の責任ですか。

○ 都市建設部次長

今の質問の答えとしては、工事費によって決裁区分が違います。大きなものから小さいものまでありますので、最終的には市長の決裁という考え方でお願いしたい。大きなものは市長まで上げます、ということでございます。で、1千万円以内とか小さな工事については、部長決裁も課長決裁もございます。そういったことで、よろしくお願いいたします。

○ 川上委員

大きなものは市長の決裁によって、初めて原課から契約課に案件を送り込むことができるわけですね。その市長決裁を求める時には、どういう文書というか図書というか、それを市長に見せるわけですか。

○ 土木建設課長

先ほども述べましたけれども、設計図書、それから設計図全部でございます。

○ 川上委員

そうすると、例えば鯉田工業団地造成工事5工区の入札公告及び関係図書がホームページで掲載されてますね。ああいった類のものは全部市長に、大きい場合はですよ、見てもらうわけですか。

○ 土木建設課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

その際には、部長から次長から課長から、全員見たものを市長に見ていただくわけですよ、当然。そこで、そうすると、大きいもの場合は原課から契約課に行く時も市長の決裁がある、ということですね。そうすると、契約のほうで市長に答申をして、それをまた市長が決裁するということなんですね。だから、市長というのはやっぱりすごいですよね、当然ながら。重大な権限を持っておりますよ。それを確認したうえで、内部で意見が分かれることがあるでしょう。いろんなことで、金額だとか、それから工事の仕様書の中身について。内部で意見が分かれた時は、どういうふうに調整を図るんですか。

○ 都市建設部次長

今のご質問、内部で意見が分かれるという意味合いは、設計をする段階なのか決裁をもらう段階なのか。そのところでちょっと微妙なところがありまして。まず一段階目の内部というのは課の内部、これは設計を、やはり設計者がおりますので、設計をしながら、いろんな考え方がそれぞれありますので、いろんな工法を検討しながら、一番良い工法、また安くあがるもの、そういったものを踏まえた中で協議しながら、設計書を組み立てるわけですね。そしてそれで内部の協議が終わり、決裁を持っていく、と。その中で、決裁をもらっている段階でどうのこうのという意見が、もし出たとしたらですね、そこで協議は一応やります。我々の、技術職の、設計の立場としてご説明をしながら理解していただくというような作業がある。そういったことで、それで理解していただければ決裁を頂けるんですけれども、いろんな状況はそれぞれ、その時々によって違うというふうに思っております。

○ 川上委員

その協議の過程で非常に時間がかかったりすることもあるわけですね。それで、例えば本市の場合はこういうことがありましたね。上下水道ですが、鯉田から目尾の終末処理場まで污水幹線を整備しましたね。その際に、遠賀川の下をシールド工法でいきましたでしょう。で、工事変更しましたね。直接の担当の方はおられないようですけども。当時おられた方は、いますね。それで、相当な追加工事費がかかったわけです。こういう場合、原課としては、今のは上下水道のことなんだけど、もし市長部局でそういうことが起こった場合は、原課としては、あるいは担当部としては、どういう責任の取り方をするんですか。

○ 都市建設部次長

責任の取り方というのが、ちょっと意味が分からないんですけども、やはりそれは現場の立場として、現場を持つ責任者として、それについてやはり、その問題を早く解決するという考え方を、まずまとめなければいけないですね。早くそれを解決して、早く工事がスムーズに進むということが第一点目ですね。それと、トラブル的なもののお話だろうと思いますけど、

そういったものについてはやはり、そのトラブルについては、安全で、安くて早くできるということを念頭に入れた中で検討していくというのが第一の考え方でございますので、責任を取るとか、そういうふうなところは、やはり現場の担当としては、現場に対して一生懸命やっておる状況ですので、どういった責任の取り方とか、そういったのはちょっと、はっきりつかめないところはあります。

○ 川上委員

民間の事業と公共事業で一番違うのは、そこのところですよ。公共事業で、今言ったように、これで大丈夫だ、と設計を書いて進めて、遠賀川の底に近すぎたというわけですよ。いずれにしても、設計が正確じゃなかったということになるわけですよ。その時に、担当が何ら責任を問われない。今の次長の答弁でも、一生懸命やったんだから仕方がないじゃないかと聞こえるような言い方なんです。それでいいんですかね。自分たちが責任を持ってハンコ押して、市長の決裁まで求めて、これで行こうということで仕様書を出すわけですよ。そしてそれが、工事変更せざるを得ない事態に陥った時、責任を取れないというのはどういうことですか。

○ 都市建設部次長

我々技術サイド、現場のサイドでは、これが正しいんだという思いの中で決裁をとって事業を進めているわけですね。その中で、不測の事態というのがやはりあるわけですよ、どういった時にも。なければスムーズに終わります。けども、何らかの形でいろんな思いをしながら現場を担当している立場としては、やはりいろんな問題が起こり得るんですね。また、地下を掘ったり大きな工事をすると、いろんな状況が日々変わるわけですよ。それに、じゃあ、どうして、こうして設計してるからお前間違ってるじゃないかという話には、私はならないと思っております。

○ 川上委員

技術分野の職員として誇りもあるでしょうけど、実際に失敗して、設計ミスして、工事変更せざるを得ないといった時の責任の取り方というのは、覚悟しておく必要があると思うんですよ。その覚悟がなければ、設計できないでしょう。そのことを言ってるわけですよ。そのことは、ある意味では技術部門だけではないですよ。課税課の話でもこの間からあってるわけでしょう。だから、公務員として責任を持った仕事をするには、事ある時には責任を取るという覚悟があると思うんですね。

○ 都市建設部次長

今言ったような答弁になりますが、我々は責任を持ってやっております。我々が設計して、やはり現場で、我々のミスであれば、我々は責任を、それは負いますよ。いろんな思いで、責任はないというようなことですが、やはり仕事をしてその中で自分らに瑕疵があれば、それはもちろん責任を取ったり、いろんな思いで対応していきたいと思っております。

○ 川上委員

もう少し、何問か質問して、関連の質問があれば、ほかの委員の方にもお願いしたいと思うんですが。そこで、私が今ずっと強調してきたのは、入札公告は、公告文書と各種の設計図書があるでしょ。で、ネット開いて見ると、やはり膨大でしたね。5工区もあるから。それで、ここのところまできちんと、品質確保の問題も含めて見ないといけないという立場で物を言ってます。8月22日に鯉田工業団地造成工事の入札公告がありました。私は、今、本委員会が取り組んでいる入札制度改革問題との関わりで、三つの角度からお尋ねしていきたいと思うんですよ。一点目は、条件付き一般競争入札の流れ、特に決裁が、今回の造成工事でのどのように行われてきたのか。先ほど紹介があった一般的な流れがあるでしょ。その流れとの比較で、どういうふうに行われてきたのか、お尋ねしたい。それから二点目はですね、この造成工事をめぐって競争性及び品質の確保というのは適切に行われているのかどうか。これをお尋ねしたい

と思います。三点目は、仕様書があるわけですがけれども膨大ですね。実施計画書とも書いてありましたね。この仕様書が、地盤安定の観点をはじめとして妥当であるかというチェックはどうしているのか、ということです。要するに、平たく言えば、仕様書のとおり工事を進めたら、企業が来られるような地盤、土地が出来るのか、「安心な土地です」と売り出したいというのが、あなた方の昨年12月20日の態度でしょう。幹部会できめたんでしょう、それを。サンコーコンサルタントがメモしてますね。わざわざそんなこと書かなければいけない土地ではあるんだけど。この三つの点からお尋ねして、本市の場合、一般競争入札の充実に向けて、どんな課題が横たわっているのか考えていきたいわけです。

まず一点目ですがけれども、今回の入札は当初の予定から大幅に遅れましたね。その理由について、8月5日の総務委員会で尋ねたわけです。で、その時、実は総務委員会ですから都市建設部がいなくて、まともな答弁がなかったんです。設計が遅れてるというだけの話です。今日は直接の担当課もおられますから、それも含めて遅れた理由をお尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:55

再開 14:01

委員会を再開します。

○ 土木建設課長

先ほどの質問者の、8月5日頃まで、時間がえらくかかりすぎてるんじゃないかというようなご質問でございましたけれども、当該区域は広範囲にわたるために、全体の施工計画を作るのにかなり時間がかかりました。

○ 川上委員

いつから取り掛かって、いつ設計を終了しましたか。

○ 土木建設課長

実質的には4月からだと考えております。はっきり、いつ終わったかということは、日にちはちょっと覚えておりませんが、公告日以前だったということは記憶をいたしております。

○ 川上委員

もう一回答弁してください。

○ 土木建設課長

設計が終了したのは、はっきり何月何日に終わりましたということは、記憶がございません。公告する前には設計書が出来ているじゃないですか、決裁を回す時に。それは間違いがないということでございます。

○ 川上委員

あなた方は、設計が上がる前に公告を出すことがあるんですね。

○ 都市建設部次長

今の答弁を訂正させていただきますが、設計書を作成完了したのはお盆前、8月のはじめ頃だというふうに思っております。決裁をそれからとって、決裁が終わりまして契約のほうにご相談したというようなことで、起案した日が、はっきり手元に、日にちがわかりませんので、そういったことをご理解いただきたいと思っております。

○ 川上委員

じゃあ、要するにそれは、契約課に回すには齊藤市長の決裁が要ったはずですね。あなた方が起案して齊藤市長が決裁したわけでしょ、先ほどの流れから言えば。これは本委員会、継続している間に、本日、すぐわかることでしょうかから、答弁してください。これは質問を保留し

ましょう。

そこで、入札公告では発注表を含む公告と共に質疑書、申込書、及び設計図書としては現場説明書、仕様書、図面、数量計算書が公表されていますね。それで、この設計であなた方が一番苦勞されたというのはどこですか。

○ 土木建設課長

切り盛りのバランスと、先ほど申しました施工計画でございます。

○ 川上委員

切り盛りのバランスと施工計画ということですね。まあ、切り盛りのバランスでしょう、要するに。切り盛りのバランスが取れないから施工計画が遅れるわけでしょう。実は、5月21日の本委員会で齊藤市長は、鯉田工業団地は一般競争入札で行うのかという質問に対して、こう答弁されてるんですよ。「多分、設計は7月の段階でしか上がってこないというふうに感じております」と、こう言われた。5月21日の段階で2ヶ月先のことを言われているわけです。だから、齊藤市長はあなた方がどういう作業をしているかを完全に把握していたと私は思うわけです。だから、あなた方がどこでどんな苦勞をしているかも、把握していたんじゃないですか。どうじゃなければ、今言ったような答弁にはならないと思うんですね。7月の段階でしか上がってこないと思います、と。上げるなどは言ってないんですよ。7月になれば上がるかもしれないという言い方なんです。だから市長は、あなた方の苦勞を把握していたと思うわけです。そこで、そんなに苦勞しているわけですから、地質調査と実施設計を委託したサンコーコンサルタント、ここの協力を得ていないのか、お尋ねします。

○ 土木建設課長

成果品を頂きましてからは、設計上の協力を頂いてはおりません。

○ 川上委員

私はサンコーコンサルタントに電話をかけて、いくつか聞きました。契約行為としての協力というのはありません、と。ただし、成果品を収めたでしょ。それとの関係で、微調整と言いましょうか、手直しと言いましょうか、そういうことについては、もちろん応じてますというふうに言っていました。それで、例えば、これがあなた方が苦勞した切り盛り分布図ですよ。これには、どこの土をどこに運んで平らにする、その時に工区はどういうふうに分けたらいいかということが書いてあるわけです。で、サンコーの協力は得ていないと確認していいですか。

○ 土木建設課長

文字のやり取り、修正ですかね、そういう程度のやり取りはやりましたけれども、設計自体の協力は頂いておりません。

○ 川上委員

まあ、サンコーコンサルタントが電子情報であなた方に提示したものをベースに、あなた方が作成した、あなた方が作ったということを確認していいですか。

○ 土木建設課長

その配分のデータはもともとサンコーが作ったものでございます。

○ 川上委員

それは私は言ったじゃないですか。もともとのデータはサンコーが作ったんですね。一番下の図面は、サンコーが出した土地利用計画図を、あなた方の指示でサンコーが書き直したものがベースになってるんですよ。5月のはじめにあなた方が市民経済委員会と建設委員会に提出したでしょう。それは、サンコーが3月25日にあなた方に提出したものと違うでしょう。変わったものがベースになってるんですよ、これ。意味が分からないですか。どの辺が分かりにくいですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:10

再開 14:11

委員会を再開します。

○ 都市建設部次長

今、ご質問の見せていただいている図面、その図面は3月の竣工の時の図面と若干変わっております。それは、まず変わったのは、オートレース場の駐車場があります、その分を取り込んだ図面と、それを取り込むにあたって周辺道路の取り付けですね、そういったものを再度それに記入して、その図面が完成しております。

○ 川上委員

ですから、さっき言ったとおりなんですよ、私が。それで、もう一度聞きますよ、これはあなた方が完成させたんですか。

○ 都市建設部次長

それは、一部サンコーに修正をお願いして作っていただいた部分もございます。原案はうちのほうで作りました、一部、前の図面に書き加えていただいた部分もあります。

○ 川上委員

ですから、この工区割りについては、サンコーが市長の決裁以前に知っていたということが想定されるわけですね。違いますか。

○ 土木建設課長

今の質問でございますけれども、配分図等々の修正は行ってもらいましたけれども、工区のことには市のほうでやっておりますので、そういうことはありません。

○ 川上委員

まあ、今の答弁を、そうだと受け止める人もいるかもしれません。それで、入札公告に戻りますけど、入札公告を、関連図書を読むと、不思議なことが見えてくるわけですよ。そこで、工区が五つになってます。五つにするのに、これについてはどういうメンバーがどういう議論をしたのか。2ヶ月、3ヶ月くらいかけているわけですね。どういうメンバーでどういう議論をしているのか、聞かせてください。

○ 都市建設部次長

工区割りにつきましては、先ほども言ったように切り盛りバランスをみながら、施工計画、どこの工区の切り土をどこの盛り土に持っていくとか、いろいろ様々な動きがあるんです、その広い中で。そういったのを、やはりスムーズに施工ができるように、ということを検討しながら、内部で調整をいたしまして、それで工区を、ご存知だと思いますけど5工区に分けておりますが、そういった形に分けてきた状況でございます。それはあくまでも、内部で五つに分けるとか三つにしてとか四つにしてとか、そういうことじゃなくて、いろんなバランスを取りながらやってきたような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○ 川上委員

内部で、とは言われました。どういうメンバーでこれを検討したのかについては、答弁できませんか。

○ 都市建設部次長

内部というのは、我々技術的な内部ということで、ご理解ください。都市建設部の中でまず、こういうふうに分けたらこういうふうな形状に、工程になりますという方向で我々は、そういった分け方をしておる状況です。

○ 川上委員

都市建設部関係職員は相当おられるでしょう。だから、村瀬部長、定宗次長、栗原課長がそ

の中に入っているのは、はっきりしてると思うんですよ。しかし、都市建設部内部とか言われても、市民が聞いてもわからないじゃないですか。それは言えないことなんですか。言えないことなら言えないと言ってください。

○ 都市建設部次長

都市建設部内部というのはこれを作業する内部ということで、これは部長をはじめ担当職員を含めた中の、土木建設課長をはじめ、担当の係長、担当職員を含めた中の協議でございます。

○ 川上委員

一般職員も入っているということですね。そこで、なかなか難しい仕事をされたと思うんですよ、先ほど自ら認められたけど、記録は残してますか。何月何日、どこで、こういうメンバーでこういう議論をした、と。そこまで詳細じゃなくてもいいけど。

○ 都市建設部次長

記録というようなものは残しておりません。そういったことで、部長・次長のところに各担当課長が見えて、その中でこういった問題がある、こうしたらいいとか、これはこうならないかとか、いろんなやり方、それと仮設道路の問題もございますので、そういった細かい点を、どういうふうにしたら支障にならないかとか、その工事にいろんな弊害がありますので、大きな車がたくさん通って、仮設道路沿いにつくっていかないといけない、それとか、雨水排水池のいろんな仮設の関係もございますので、そういったものを総合的にいろんな形で検討して、こういった工区分けになったということでご理解いただければ、と思います。

○ 川上委員

わかりました。そしたら、会議録は無いですね。そうすると、例えば工区割の基本案があって、日付が書いてあるようなものはあるわけですね。最初の案がそのまま決まったわけじゃないでしょう。最初の案が、いろいろ検討して行って変わっていったわけでしょう。それは後ほど私が情報公開で請求しましょう。それで、工区分けについては通常、工事がしやすいように、安全で安価で、従って時間もかからないように、つまり工事がしやすいようにすっきりした形をとるのが普通ですね。今回の場合、例えば軟弱地盤、ギロバックは一つの工区とし、それ以外は適切に直線で区切ることも出来るはずだったと思うわけです。で、あなた方が苦勞されたという公表された切り盛り分布図、どこの土をどこに移すのか明らかにした図面ですよ。これを見ると、工区が書いてありますよ、もちろん。この工区が複雑に入り組んでいます。それは、私が大きく、皆さん方に見てもらおうと思って書いたのがこれです。すっきりしてないでしょう。全然すっきりしてないね。これをすっきりしてると思う人のほうが少ない。非常にすっきりしてないです。こういうのを作ろうとするから、あなた方は時間がかかったわけでしょう。例えば、左側のギロバック、見てくださいよ。工区がかぎ型になってるでしょう。前世紀、アメリカとかフランスとかアフリカをまだ植民地支配していた時代に、ここからここまでまっすぐ線を引いて国境を作ってしまったでしょう。その民族の意思を無視して。その時の線のようにじゃないですか。ですから、大変なんですよ。市長はこれを原課が契約課に回す時に、原課が出してきた時に、これを決裁したはずですよ。先ほどの答弁によればね。市長、久しぶりにこれを見まして、どういう感想ですか。

○ 都市建設部長

今、ご指摘の工区割の件でございますが、一般的に見ると、かぎ型になったりしておりますけれども、私もあまり技術的な立場の職員ではないので深いところは経験を持っておりませんが、非常に面積が広い、そして一つひとつの区画が基盤の目のように切っておりまして、一つが60m四方ということで、それが広大な敷地の中で度量計算を切り土・盛り土、そういうふうなことの土の移動というふうなことでございます。そうしたことから、どうしても必然的に単純に線引きを、まっすぐ切るといえるのは非常に難しいということで理解しております。

○ 市長

この図面を見た時に、なんでかぎ型になってるのかな、ギロの中で、というのを見ましたけれども、説明を聞いてみますと、今、部長が言いましたように、これは高低がなかったり、中で何か、何と言ったか私忘れましたが、そういうところがあるからこういうふうになったんですという説明をしてましたけれども。私も技術職ではございませんので、担当の者の言葉を信じるしかなかったので、そうか、という形で、その段階では理解したということでございます。

○ 川上委員

担当の者を信じるしかなかったというのが、その当時の心境だったんですね。今はどうかということを重ねて聞きたいわけですが、やっぱり、こんな工区割りはないですよ。これはやっぱり担当課、それからそれを決裁した市長が2ヵ月半くらい苦しんだ姿がここにあると私は思うわけですよ。格闘した跡があるんですね。だからそれは情報公開で、どのように工区割が変わっていったかを見てみれば、すぐわかることだと思います。そこで、そもそも、ギロバック、ギロの改良を・・・。

○ 委員長

川上委員、ちょっと。暫時休憩します。

休憩 14:25

再開 14:25

委員会を再開します。

○ 川上委員

今、質問してるのは、技術的なことを話しているつもりではなくて、官製談合を許さないために我々はどういう努力をしないといけないのかというのをテーマにして話しているつもりですよ。わかってるでしょう。それで、ギロバックの地盤改良というのは、このように半分に切ったり、ここのように三分割しないとできないんですか。私は、このギロバックを含む羊糞切りですよ。羊糞のように切っていく。それで、ギロバックを分けない。芋羊糞みたいに、ギロを真ん中に挟んで切っていく、これが普通の工区じゃないですか。だから必死になって言っているわけです。それで、なぜこのギロバック、分割したのか、前半の質問の締めくくりでお聞きしたいと思います。

○ 土木建設課長

事業地に洗炭残滓が堆積した軟弱地盤が点在いたしております。3箇所でございますけれども。造成工事を計画するうえでは、その切り土・盛り土の施工バランスがとれるように土工配分を行います。これを基本に、全体の施工管理を考慮のうえ分割したものでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

前段の、現在までの一般競争入札の中で三軒屋の件で31社が最終的には8社、9社ということで、非常に業者数が減ったのについては契約課長としてはいささか、というような感じの答弁があっておりました。今度、あまり触れますとまた委員長から止められますけど、公告の件ですからね。公告の中で市外業者20社ということがありまして、その中に条件として10万㎡の工事実績があるという、まあ、切り土・盛り土、いろんな。ということになりますと、これ、我々は何社あるのかよくわからないんですけど、巷の噂では8社とか9社とか聞き及んでおりますけどね。課長は、31社が最終的には8社、9社になるのは一般競争入札としてちょっといささか、というような答弁をされていて、そして今度、20社の中から、あなた達は何社あるかご存知だろうと思いますけどね、私はここで何社ということは答弁してもらわなく

でも結構ですけど、8社とか9社とか噂で聞いておりますけどね。ちょっと、あなたが、いささか一般競争入札にした割には、31社が最終的に8社、9社になるのはいささか、ちょっと一般競争入札に馴染まないな、という話の中で、これは終わったやつですよ、今度、今からやるやつは20社のうちに、それを10万㎡とか条件付けたら、20社じゃなくなるわけですよ。で、応募対象の業者が31社ある中で十数社が応募してきて、それが辞退とか何とかあって8社、9社になって極端に業者が減ったということと言われたんですけど、その答弁と、この公告の時に20社あるのを10万㎡の条件付けて、20社よりも若干減るということはわかってると思うんですけど、減ることについて何も疑義は感じませんでしたか。これはあなたの先ほどの答弁で言いますと、そういうふうな答弁のニュアンスで私は聞いたんですけど。その中であなたは、20社の中で10万㎡の条件付けて、20社から数が減るということについて何も疑義は感じませんでしたか。それをお尋ねします。

○ 契約課長

先ほどの件でございますけれども、それと併せて今回の入札、鯉田の件ですけど、入札公告を行ったわけですが、8月22日に入札公告を行いまして、この時、本市に登録のある土木工事を希望する市外業者が、総合点数1150点以上のものが49社いるわけですが、そのうち29社が指名停止ということで参加資格要件を欠いております、残りが20社ということで、先ほど申されておりましたように20社が最大であるところになったわけでございます。今回の1・2工区については、市外に技術力を求めるといったような中で公告を行っていることから、実際には20社の中でJV（ジョイント・ベンチャー）を自由結成するというところでございますので、その中で技術力を求めるといって公告を行ったというところでございますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○ 兼本委員

いやいや、私はあなたの考え方を聞いてるんですよ。先ほどの答弁の中では、31社から8社、9社になったのは、一般競争入札を採り入れたけど入札したのは少なかったとコメントされたでしょ。そしたら、これは結果的にこうなったんですよ。今、公告を出したのは、頭からもう、20社のうちから十数社は駄目ですよということで、はじいてるわけですよ。その件についてはいささかの疑念も感じませんでしたか、と言ってるんですよ。私は5月の委員会の時に言ったでしょ。今、大阪の事件で大手ゼネコンがいっぱい指名停止になってますからね、そういうものも考えて発注しなきゃ駄目ですよ、と私は5月の時に言いましたよ。そして、あなたは先ほど、今までの一般競争入札が終わったものについて説明された中で、三軒屋のことについては31社が8社、9社になったことについては、いささか、こんなに業者が少なかったら、というようなことを言われて、これは結果的にそうだった。今度は、8月の22日に出した公告は、頭からもう20社じゃなくして、20社のうちから十数社は駄目だということと言ってるわけですよ。それについてあなたは、当たり前、この公告を出すことについて、いささかの疑念もなかったんですか、ということをお尋ねしてるんですよ。だから、ご理解とかじゃなくて、あなたがどう思ってるかをおっしゃっていただければいい。

○ 契約課長

今回の8月22日の公告については、技術力を求めるという中での止むを得ないと申しますか、そういった中での入札公告というふうには言わざるを得ないと、私自身は思っております。

○ 兼本委員

技術力を求めるということであなは理解されたということですけど、そしたら、技術力を求めるというのは、この5工区に分かれている、川上委員が見せたみたいに、ギロバックというんですか、よくわかりませんが、そういうところが幾つも分かれていますよね。1工区・2工区だけは技術力を求めて、あとは、ギロバックが3工区・4工区とかにまたがってますけど、

そこのところには技術力はいらぬんですか、ということは、あなたは問い合わせしましたか。それとも、向こうが言ってきたから、そうだな、ということで、あなたも事務職ですから、技術力とかわからないはずですよ。先ほど部長が言った、部長も事務職ですから技術のことはわかりませんから、市長も言われましたね。これは私たちもわかりません。わからないから、設計から持ってきたやつが、これはこういうことで技術力がいますよ、と言われたら、ああ、そうですか、ということで受けたんですか。それとも、こうやってまたがってるのに、1工区と2工区だけは技術力が必要で、3・4・5工区はなぜいらぬのですか、という質問なんかしましたか。

○ 契約課長

これについては、原課からの「技術力」ということでございましたので、協議もいたした中でこういう公告の仕方をしているところでございます。

○ 兼本委員

協議したということですけど、どういう協議をしたんですか。ちょっとおっしゃってください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:34

再開 14:35

委員会を再開します。

○ 契約課長

このギロバックといいますか、軟弱地盤というところで、1・2工区で高い技術力がいるというようなことで、説明を受けたところでございます。

○ 兼本委員

いや、私が言ってるのは、3・4・5工区にもギロバックがあるのに、1・2工区だけは高い技術力があると言われたら、我々素人が見た時、こうやって見たら、ここにもある、ここにもあるんだけど、ここには高い技術力はいらぬんですか、という疑問を私は持ちますよ。あなたも持ったと思うんですよ、当然。持ちませんか、それ。普通、一般的にあの図面を見て、ギロバックが分かれてたら、技術職の方々はわかるかもしれませんが、我々素人だったら、じゃあ、1工区と2工区だけ必要であって、3・4・5工区はいらぬんですか、という素朴な疑問を持ちませんか。私は持ちますけど、持たなかったら持たないというふうに言っていたら、あとは技術職の方から答弁してもらいますからね、いいんですけど、持ちませんでしたか。それはどうですか。

○ 市長

今、兼本委員の言われる素朴な疑問、私も持ちました。なんでギロバックがあるところを分けて、そして大手の技術を借りなきゃならない、その時に、統括として、その技術のあるゼネコンさんに、中も一緒に見てもらう、アドバイスを受ける、と。だから、それぞれの事業を、3・4・5工区にもかかってますけれども、そのやり方その他に対しては、その力を借りて、統括といいますか、そこでさせますから、ということだったから、それはしっかりやらんといかんよ、と。兼本委員が思われたことを私も本当に思ったわけでございます、じゃあ、なんでいるのかと思ったわけですから、それを質問したらそういう回答でございましたので、多分、次長もそれを言うと思って私は次長に振ったんですけども、私自身も同じように感じたから、そういうこととさせていたきたいと思えます。

○ 兼本委員

でしょうね。素人だったら恐らくそういうふうな疑問を持つと思うんです。じゃあ、技術職

の方に聞きますけどね、工区分けをして、それぞれの工区をそれぞれの落札業者が取った時に、1・2工区の業者に大手ゼネコンが入って、3・4・5工区を管理しますという、市長のほうにそういう説明をされたということですけどね、現実にはそれは可能ですか。

○ 都市建設部次長

今の市長のお話がありましたように、私どもも、基本的には技術的に1・2工区にギロバックが入っている、五箇所全体に入ってるわけですけども、1・2工区を市外業者の方をお願いしながら、そのギロバックをそれぞれ市内業者もそういった改良、今まで経験のないようなものもありますので、そういったところを市外業者の指導を仰ぎながら施工する、と。で、ギロバックは広大でございます。直系にして約200m弱くらいの広いところでございますので、そこを二つとか三つに分けても、施工はそれぞれの工区で、それぞれの機械を持ってきて施工が可能なんです。そういった施工をする途中に、やはり土質の問題とかいろんな問題が出てくると思っています。そういったのは、やはり我々も現地でいろいろな指導はしますけれども、そういった経験の豊富な業者に、そういったところも意見を聞きながら、全体的な仕上げという思いで市外業者・市内業者ということで施工をしていきたいというふうに思っておりますので、そここのところをご理解いただければと思っております。

○ 兼本委員

工事の内容につきまして、これ以上いろいろ言いますと、また所管外のことになりましょうから、本会議でも、議案の付託の際にでもまた質問させてもらいますけど、ひとこと言っておきますとですね、業者、大手ゼネコンが指導をと何か何とか言いますがね、それはできませんよ、そんなこと言うけど。大手ゼネコンさんに聞いて確認したんですか。そんなことするはずないじゃないですか。そんな、よその工区のことまで、大手ゼネコンさんって、何の仕事するか、次長、あなたよく知ってるでしょう。ゼネコンさんというのは、受けて、仕事は誰もしないんですよ。パンと下のほうにやって。誰が管理しますか、そんなこと。そんな絵に描いたようなこと言ったら駄目ですよ。そんなことするはずないですよ。それは、我々素人に対して、わからないから適当に言っとけばいいわというような感じで、まあ、そういうことではないと思えますけどね。そういうことじゃないと思えますけど、大手ゼネコンの管理指導のもとで、とか、誰が大手ゼネコンが管理指導しますか。受けたところに、どこが取るかわかりませんが、そんなこと言ったら、お金くれと言われてますよ。その金、どこから出しますか。そんなこと言ったら駄目ですよ。これは本会議でまた聞きますけどね。しかし、そんなことじゃ駄目ですよ。

それと委員長、もう一つだけ。ここまでせっかく入ったから。技術力ということでは言われませんでしたね、技術力。技術力がなんで10万㎡になるんですか。5万㎡ではいけないんですか。3万㎡とかもいけないんですか。なんで10万㎡になるか、ということは、我々聞かれるんですよ。なんで10万㎡という線引きをされたんですか、と聞かれるんですよ。私はもちろん、今言ったように技術はわかりませんから、それは行政のほうで高い技術力ということの日頃言ってるから、10万㎡くらいないと駄目だろうな、ということ言ってるんですけどね。なぜ、10万㎡という線引きをされたか。そここのところ、明確に答弁してください。素人にわかるように答弁してくださいよ。

○ 土木建設課長

本事業は、全体の土工量が切り土・盛り土を合わせて100万㎡を超える大規模なものであります。そのため、施工管理や品質管理が大変重要となるところでございます。その結果、豊富な経験と高い技術力が求められることから、施工実績が10万㎡以上ある業者と定めたものでございます。さらに、全体工事の牽引的役割も担っていただきたいというふうに考えております。

○ 兼本委員

わからないんですけどね。全然わかりません、私。今のを聞いてわかる人、いないと思いますよ。そして、牽引的役割を果たしてもらいたいということは、どこに、公告の中に入っていましたか、そんなこと。牽引的役割をやってもらいたいということの、そんな大義名分が入っていましたか、公告に。私、見てないけど、入ってないでしょ。それはあなたが付け加えて言ってるわけでしょ。で、10万㎡というところがよくわからないわけですけど、もういっぺんわかりやすく説明してください。なぜ10万㎡なのか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:45

再開 14:51

委員会を再開します。

○ 都市建設部長

先ほどのお答えをさせていただきます。1・2工区につきましては、今回豊富な経験と高い技術力を持った業者というふうなことで、10万㎡を設けさせていただいておるわけでございます。それにつきましては今回の事業量そのものが切り土・盛り土合わせますと約135万㎡というふうな、かなり大きな工事でございます。その中で1・2工区を見てみますと、切り土、盛り土を見てみましたら、1工区につきましては合わせて25万㎡ほどになります。2工区につきましては17万㎡ということで、切り土と盛り土それぞれ区別しますと、例えば切り土につきましては2工区については12万1千㎡というふうなことで、一定のどこかで基準を引きたいというふうなことから10万㎡というふうなことを一つ内部で協議して詰めさせていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

○ 兼本委員

私も聞きましたらね、大体切り土が1・2工区が切り土で、後は向こうに持っていくという話は聞きましたけどね。17万と25万でそれから12万ということで、切り土は1・2工区だけであとは盛り土するという話でしたけど。あとはもう言いません、あとは建設委員会所管のところやるか、もしくは本会議で質問でさせてもらいますけどね。いずれにしても、ちゃんと10万㎡と決めたら、10万㎡はこうなんですよ、と質問があったらピシャっと答弁のできるような体制を取っとかないとだめですよ。何か頭痛いとか何とかじゃなくって、我々が今言うように、監督するとか牽引役でやるとかそんなことやってますけど、そんなこと公告に書いておけばいいですよ、それだったら。1・2工区を取ったゼネコンの、市外のゼネコンの業者さんは3・4・5の工事については仕事をもらうんじゃないかという指導するんですよ、ということを書いておけばいい。我々ちょっと見ますと1・2工区を取った大手ゼネコンが3・4・5のギロバックですか、その工事を私がしてあげますから私のところにやりなさいというふうにしてるんじゃないかな、というような邪推ですよ、そんな考え方もします。そうすると1・2工区の業者さんが余計仕事が増えるからですね。実際は5工区に分けてるけど、仕事の内容としてはその分を1・2工区のゼネコンが取れば余計増えるんじゃないかなというような、我々はそういうふうな業者の話もあるんですよ。だからそんなふうな、今度のことは、確かに5工区に分けてもらって3工区は市内業者にベンチャー組ませてやるということは確かに今の経済情勢からいってらですね、市内の業者さんにやられるということについてはこれは市長もある程度そういうことをご配慮されたんだろうということで、我々もある面では評価してるんですけど。しかしこの20社を10万㎡で条件付けてやったということについてですね、どうも納得いかんというところが我々あるんですね。

この件はこれで終わらせていただいて、入札制度の話の中で、先ほどの課長の答弁の中で、

一般競争入札が終わった分については一切談合情報はなかったというような答弁がなされましたね。それでちょっと言葉を濁されましたけどね。じゃあこの件については談合情報は何かあったわけですか。

○ 契約課長

鯉田の件でございますけれども、これについては調査に値するような情報というものは入っておりません。

○ 兼本委員

私達もこれはあくまでも話としては入っているんですけど、何か談合情報があったというようなことを噂に聞いた。あなたが言われる調査に値するような談合情報じゃないということですけど、じゃあ入札制度の中で談合情報が入った時の調査、それから公正入札調査委員会を開いたりしないといけないですよ。それについての説明をちょっとしてください。

○ 契約課長

調査に値する談合情報等が入りますれば、公正入札調査委員会を開催した中で審議していただき、その審議の結果、調査に値するということになれば、調査をするということになっております。調査に値するとの判断基準でございますけれども、情報提供者の氏名、それから連絡先および対象工事名、落札予定業者が明らかであり、さらに次に示す情報が含まれている場合、ということで、談合に関与した業者が明らかであること、談合が行われた日、場所及び具体的な談合の方法が明らかであること、それから設計金額に極めて近い落札予定金額を示していること、その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること、等ということで、そういうものの中で調査に値するかしないかというところで判断をしております。

○ 兼本委員

それでは今回の情報は調査に値する情報ではないということですけど、じゃあ今回の情報はどの程度の情報なんでしょう。

○ 契約課長

これにつきましては、報道機関のほうから情報等入りましたけれども、鯉田工業団地の造成の1・2工区についての情報ございましたけど、1・2工区特定のJVが落札すると。その方法として最低制限価格、まあこれは事前公表しておりますので。最低制限価格で応札をし、くじ引きによると。くじ引きの結果、業者が決定するというようなことで、くじ引きの中で競争した中でくじ引きによる、例えば特定の業者が決定するようなお話であったということを報道機関のほうから連絡を受けておりますけども、私どもも当然こういうことはあり得ない状況でございまして、抽選する上では契約課が厳正に行っておるわけですけども、その抽選によって談合があるようなことございましたので、そういったものについては調査に値しないのではないかという判断をしたところでございます。

○ 兼本委員

抽選ということになりますと手品か何かを使わないといけないことになろうかと思っておりますけどね。しかし今、現実に最低制限価格で何社か過去やっておりますよね。で、抽選やりますよね。その抽選の方法というのは具体的にどのような方法でやられているのか、ちょっと説明してください。

○ 契約課長

通常でありますと、例えば数社が最低制限価格等に応札をするということで、例えば5社いますとすれば、まず最初に、抽選を行う前に予備抽選というような形でくじを引く順番をまず決めます。それによって本抽選のくじを引く順番を決めまして、1番、2番、3番、4番、5番の方が確定するわけですけども、その方達の1番のくじを引いた人から本抽選のくじを引いていただくというような形になっております。そしてそれによって確定するということにな

ります。ただ、本抽選においては私、契約課長が執行官となっておりますので、私の印鑑を押したあみだくじと申しますか、そのようなくじの紙においてそれを作っております、それぞれの業者の、最低で入れられた業者の印鑑をいただいた中で、私の印鑑のところのくじを引いた方が当たりということになっておりますので、抽選によって特定の業者が決まるようなことはあり得ないと思っております。

○ 兼本委員

ドラフト会議みたいに順番のくじをまず最初に引く。2番目に本抽選という。それはあみだくじですか。

○ 契約課長

これは具体的に言いますと、最初は抽選棒がありましてそれによって予備抽選を行い、本抽選のくじを引く順番をきめていただくと。その次にこれは記録として残しておかないといけないものですから、紙ベース、A4なりそういった物の中で様式を作っております、あみだと言いますか線を引いた中で私が執行官の印鑑を押しましてそれを見えないようにした中で、それぞれ順番によって引いていただいて、そこで開いてそれぞれに確認していただくと、そういった経緯を経て落札者が決定するというところでございます。

○ 兼本委員

今回そういうふうな、本当にそういうことができるかどうか知りませんが、そういうふうな最低制限価格でみんな入れて、そしてくじ引きで決まった業者さんが当たるというような形のものが出てくるのであれば、今までのやり方でやれば恐らく手品か何かで当たる方法を見つけてるのかもしれないからね。それを考える方法があるのか、もしくは例えば警察官立会いの下でやるとか、何か公明正大なやり方をやっぱり、せつかく出てるんだからですね。噂話かも分からないんですよ、しかしそういう話が出ていて、現実にもしもその挙がっている業者さんが2社とも言われる方が当たったとした場合にはですね、あなた疑われますよ。本当に疑われるよ。だから自分が責任取らないようにするにはやっぱりそういう形をやっておかないと大変なことになりますよ。だから抽選の方法を変えるとかですね。あみだくじとかそういうのはあまりにも、何億という仕事を取るのにあみだくじでやるというのはお粗末な限りだと思いますけどね。いずれにしても方法を変えるとかですね、警察立会いの下でやるとか、何かやり方を検討しておかないと、契約課長が自信持ってやってですよ、もしもその言われる2つの業者があがったら、おそらく噂で出ている話では、あくまでも噂ですけど、5社か6社ぐらいしか応募してないということですからね。そうしますと5社にするともう20%で確率高いですもんね。だから、当たらないということないですもんね、これ。宝くじよりも確率高いですよ。だからそういうことになると、やっぱり公明正大な方法論を考えて抽選の方法を変えるとか、もしくはその場に警察官立ち会ってもらおうとか、何か考えてやらないと。何も話が出てない時だったら構わないと思いますけど、出てるんですから何らかの形をやらないといけないと思う。我々が一番思うのはやっぱり、そういうふうな業者が公告がある前からあそこの仕事は誰が取る、誰が取ると、本当にもう決まったように話に来ていたからですね。そんなことはないだろうと思ってましたけど、やっぱりそういうふうな噂がずっと続くということではですね、人間はいつも人から聞かされると本当にそんなことやってるんだらうかという疑心暗鬼が出るんですよ。だから現実的にやるとすれば、抽選方法の変更、あるいは警察官の立会いとかそういう形のもので公明正大に、誰が見ても不正はなかったということをやるとか方法を検討することも必要じゃないかと思えますけど、いかがですか。

○ 総務部長

質問者言われますとおり、いささかの疑念のない入札を、これも市長のほうからも、こういった情報が入ったと、これは本当に談合という概念に該当するかどうかという情報でございま

すけども、いささかの疑念も私どもにないということを示す公明正大な選考方法、仮にそういった場合が起これば、それを検討いたしたいと。警察についてもそれをお願いできるかどうかという問題もございますけども、できるだけ公明正大な方法を考えていきたいと思っております。

○ 兼本委員

確か明日が入札だったでしょ。だからあまり時間がないわけですよね。だから検討しますじゃなくして、もう明日のことですからね。恐らく市長、副市長それから都市建設部長、総務部長、皆さん話し合ってますね、どういう方法にするかということをはっきりと。私はこの場でピシッとやっておいたほうが、特に記者の皆さんもいらっしゃるんですからね、ピシッとどういう方法でやるということをお考えがあるならもう示された方がいいと思います。抽選方法についても、あみだくじとかあまりにもお粗末すぎると思いますがね。どういうふうにするか知らないけど、何十社もいるんだったら住宅の公開抽選みたいなやつもあるんですけど、それでも構わないと思うし。早めにしないと明日のことですからね。明日何時か知りませんが、明日のことですからきちんとやられた方がいいと思いますけど、どうですか。

○ 総務部長

今、事務方でも検討いたしておりますので、公明正大、適正な形を実行するように努めております。努力中でございます。

○ 兼本委員

明日のことですからね。議員皆さんにどうしましたという報告は難しいだろうと思っておりますけど、議長、副議長、総務委員長さんにはこういう方法でやりますよということの報告は是非してくださいよ。そういう形の中で公明正大な、いささかの疑念も感じないような、まあ、明日みんな最低制限価格でいくかどうか分からないわけですからね、本当言うかね。もしもそういうふうに来たらやっぱり本当だったんだなということになるわけですからね。最悪のことを想定してきちっとした対応を取ってください。あまりいろいろ言うとおそれですから、あとは本会議上でも質問の時でも言わせてもらいますけど。入札制度という観点ではそういうことです。だから契約課長も、やっぱりあなた、原課から来てますね、自分の心とちょっとおかしいなと思う時があったら言うべきと私は思いますよ。それだけ言うておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 永露委員

先ほどの質疑の中で、いわゆる10万㎡の件が出ておりました。まず、該当する業者49が談合ペナルティ等で20社該当ということになりました。それで、その中で20社に対して10万㎡の実績という形の条件を付けられた訳ですけども、この20社について、いわゆる切り土・盛り土ですかね、その土砂の取り扱いの10万㎡の実績というものについては、その有るか無いかについてもこの20社については、全く知らなかったのですか。

○ 契約課長

先ほど20社の中にといいことでございますけれども、契約課の中で登録時にも各業者から指名登録ですけれども、登録時に各業者から提出をいただいている工事実績調書、それから公共工事の履行実績が登録されているもの、そういったものの中で、一応の確認は行ったところでございますけれども、私どもが行った中にはですね、実績調書等については5年程度しか分からないものもございまして、実際にはこれが何社応募してくるかというところまでは正確にはつかみきっておりません。先ほどからも8社か7社かということもございまして、そういったものについては実績調査もしたうえで、つかんでおる業者数というのはある程度8社以上というような想定段階はありましたけれども、実際には民間工事等によっての実績もあるかと思っておりますし、私どもがつかめない部分もございまして、今回の一般競争入札の中に

おいては、業者の方が申請をしていただくというようなことになると思います。ですから、何社かということは最終的に確認はしておりません。

○ 永露委員

全ては確認をしてないということですが、あなたが言われた少なくとも10万㎡の実績というのに対しては、20社の中でも何社かについては確認をしておいたということですね。ということは、少なくともこの10万㎡という条件を付けた時点で、付けることを決めた時点で、少なくともあなたが確認していた8社程度については、この条件に合致するということの確認はできていたわけですね。この条件を付けてもこの入札には応札できる、対応できるという確認は持っていたわけですね。今、そうおっしゃらなかったですかね。10万㎡の実績分かってた業者もおるけれども、分からない業者もおるということですね。

○ 契約課長

実際、実績調書の中ではですね、工事の金額等で判断する訳ですけども、実際10万㎡というのが見えない部分もありますので、そういったものもありますけれども、私どもがそういった実績調査の登録時において、業者からいただいている調書の中で見る限りにおいて判断したところでございます。

○ 永露委員

ですから、いわゆる10万㎡の条件を付けることによって、その実績がない業者は除外されるわけです。ここが大事なんです、除外されるんです。ですから、10万㎡の実績を20の業者の中で、どの業者が有るか無いかということを知ったうえでね、仮に知ったうえでやるということは、頭からこの条件に満たないものを、この業者とこの業者はその時点で外れるということが分かるとるわけですよ。分かるですよ。そうしますと、先ほどの10万㎡の根拠というのが、そこに出てくるんですけども。そうしますと、10万㎡の実績有る無いというのが、ある程度分かるとね、何で10万にしたのかという根拠がそこに出てくるんでしょう。何で5万でいのか、何で15万でいのかという根拠になってくるんですよ。何で10万にしたのか、10万にすると、ちょっと下世話な話をしますけど、10万にすると、この業者この業者この業者は、その時点で除外されるということになるわけでしょう。少なくとも、あなたは8社以上が10万㎡の条件を付けても、8社以上は対応できると、参加業者としての対応はできるということになりますと、10万㎡の線引きをすることによって、その8社は間違いなく入るわけですよ。入るわけです。もっと極端に言いますとね、例えばあなたがその10万㎡という条件を付けようという時点で、その20の業者を全て10万㎡の実績が有るか無いかをね、把握していたらね、おかしいですよ。天からそのことによってもう、この業者この業者この業者は省くんだという話になるわけでしょう。そこに10万㎡という数字の怖さがあるんじゃないですか。じゃ、仮に5万㎡としたら、この20社全部OKだったかも分からんでしょう。だから、10万㎡の条件を付けたことによって、間違いなくその時点で除外された業者がおるということだけは間違いのないですよ。それはどうなんですか。

○ 契約課長

この10万㎡ということですが、私どもが調査した中で、実際に土量ですね、土を扱う業者等々、そういったものも含まれると思いますけれども、この実績調査の中で最初に10万㎡がありきではございませんので、そういった部分で私どもが、実績調書を調べた中で、どのくらいあるんだろうかということは想定はしますけれども、実際にそれ以外の部分で、私どもが調査し得ない部分において、まだ申請される企業さんもあるかと思えますし、実際にはそういった部分で応札者がまだ沢山いる、申請される方がいる企業もあるし、私どもが実際にそれを数字として何社あるというようなところは、実際にはつかんでおりません。

○ 永露委員

仮に10万㎡の条件を付ける時点で、その20社に対してその実績調査を仮に全て行わなかったとするとですね、やらなかったとするとですね。そういう中で、10万㎡の条件が付けられますか。仮に10万でも15万でもいいですけど、その量の実績をつけることによって、ひょっとしたら全部駄目になることもあり得るでしょう。だから、先ほどから問題になっている根拠というのが、その業者の実績を、調査をあなた方が全部していないと言われた。その内、8社程度はその実績があるということを確認したと言われたんですけども、8社程度だけ確認したのですか。ほかはしなかったのですか。

○ 契約課長

10万㎡ということでございますけど、5年の実績しか見ることはできませんので、今回、10年といった中での実績を求めたところでございますので、そういった私どもが調査しえない分も多く含まれておりますので、そういう何社あったのかというところまではっきりと確定した業者数はつかんでおりません。

○ 永露委員

少なくとも、10万㎡の条件に合う業者の数は、先ほど8社程度ということを言われましたね。その8社については、8社程度についてはきちっとその実績調査で確認はできたということですか。その10年間ということですが。他の十数社については確認はできなかったということですか。

○ 契約課長

これは5年間の中においてそういった造成工事の大きな工事をやったところというところでは実績を調べたところでありますので、最終的に何社かというところまでは先ほども申し上げましたようにつかんでないということでございます。

○ 永露委員

さっきから8社程度という数字を出されたんですが、再度確認しますけども、全ての業者において確認をしてないのか、それとも確認できたのはあった。その確認できた数は8社程度であると、ほかのものについては分からないということですか。

○ 契約課長

5年間の中の実績調査というふうに私どもは、5年間の中で調べた結果としまして、8社程度あるのかなというところはありませんでしたが、それ以上可能性としては調べきれない部分もありますし、実際には10年という中でそういう実績を求めた中で、例えば民間の事業等がありますれば、そういった部分も入ってきますので、そういった部分を含めたところで実際にはそれ以上の企業があるのではないかなというところは考えておりました。

○ 永露委員

5年間に限って言えばあったですね。ただし、今回の場合は10年間ですよ。10年間に遡っての実績ということになると、それ以上のことは分からない。完全に分からない状況の中で条件整備をしたんですか。完全に分からない状況の中で、有るか無いかも分からないと、実績を。全く分からない中で10万という条件提示をやったんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 15:24

再開 15:33

委員会を再開いたします。

○ 契約課長

先ほどの20社の中の業者ということでございますけれども、契約課においてこの20社の中の、例えば原課から上がってききました技術力を求める中で10万㎡という条件が付された中

で調査を行ったところ、そういった登録時における工事实績調書、それからコリンズ工事实績情報サービス、こういうのがありますけれども、こういうものの中で確認を行ったところ、8社程度はそういったものに条件を満たすのかなというところの判断はできたわけですが、それ以外の、例えばコリンズというのは公共工事等の関係ですけれども、それ以外の民間等の工事もあるやもわかりませんし、私共が実績としてつかみ得る情報がない部分もございますので、それが先も言いました8社とかいう業者数にはなっておりませんし、私どもはもっと増える要素といいますか、実際にそれを満たす企業があると思っておったところです。

○ 永露委員

もうこれぐらいでやめますけれども、ゼネコンといわれるような業者に対して今回は10万㎡というラインを引いたんですけれども、私はこういう条件を付ける必要はなかったのではないかと、私個人としては思っておるんです。というのは実績、10万㎡の実績云々ということを言われました。8社程度あるということはその中の特定の業者についてはどれだけの実績があるということが確認できたわけですか。確認できるわけですね。その中の数社については、この業者がどれだけの実績があるということは確認できるわけですから、例えば意図的にこれを外そうとすれば、その上の実績をつくれれば外れるようになるわけです。そういうことだってでき得るわけですよ。今回そうしたとは言いませんけれども、そういうことだってやり得るんですから。やり得るわけでしょう、できるわけでしょう。15万㎡の実績しかないところに20万㎡のラインを引けばこの業者は除外されるわけでしょう。間違いなく除外されるでしょう。そこで数字によって、悪く言えば意図的に操作ができるんです。その可能性があるということなんです、この条件を付けるということは。でしょう、そうなんです。だから、我々は時間をかけて一般競争の入札の導入に関してやってきて、これは談合防止とか広く業者に入ってもらシステムをつくりましょうという目的のためにずっと総務委員会でやってきたんです。結果としてそれが8社になるのか5社になったのか知りませんが、結果として我々が思っていた目的と違うことになったんですよ。なったんでしょう。我々が希望していたような形にはならなかったということが現実問題なんです、事実なんです。その原因が今回の条件でしょう。条件が大きな要因でしょう。私はそう思っております。だから、本来の目的のためにはこういう条件というよりも、今後も含めて今回こういう条件を付けてやるということは次からもいろんな条件を付けてやるができるようになるんです。何かにつけて。でもそれは本来の我々が望んでおった一般競争入札の制度のあり方としては違うんですよ。違うんです。だからそういう要素を私としては少なくとも残したくない。そういうふうにとやかく言われるような要因だけはやるべきではないというふうに、私は心から思っているんです。以上だけ申し上げておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 市場委員

兼本委員の質疑と関連するんですけれども、この談合情報が報道機関から入って、調査するに値しなかったと。これはこれでいいと思うんですが、ただこの談合情報が最低価格で落札するというパターンですね。こういうのはおそらく行政経験の長い人であっても誰も経験がないんじゃないかと思うんですよ。最低で落として談合する、普通談合というのは高く落札するために設定するものであって、最低でして談合なんていうのは普通はないと思うんです、そういう話は。それを今、普通なら、契約課長どう感じましたかとか聞かないといかんところでしょうけど、頭も混乱しておろうし、そういうことを聞いてもしょがないと思うんですよ。それで、最低価格で落札をして、談合して意のままに落とすということは、くじ引きに仕掛けをしないといけないわけですね、先ほど言われたように。そしたらあみだくじで今やっている

いうのもこれはわかる。というのは、今までは指名競争入札のときに普通の土木工事なんかでくじになるようなことは、滅多になかったんですよ、現実には。それが一般競争入札になって、現に今度の保育所は6社もくじにした。あなた達はほとんどない制度を今使っているわけですよ。ほとんどくじになっていなかったからどうでもよかったけれども。2社ぐらいであみだくじをポツとして、どこか引きなさい、はい、と言って引けばよかったけれども、こういう一般競争入札になってくじが多くなっているわけですよ、現実には。だから今、先ほど兼本委員も最後まで言われなかったですけど、疑われないためには提案ですけど、順番を棒くじにしてガラガラポンみたいな形、あれでやればそういうのが払拭されるんじゃないかと思うんですよ。いま市営住宅の抽選なんかそれでやっていますよね。あれが一番みんなの目の前で公平なやり方ということでやっていると思うんですよ。そういうのを取り入れればかなりそういうのが、くじ箱に細工すれば別ですけども、そこまでは簡単にできんと思うんですよ。だから今までのほとんどなかったくじを踏襲するから、そういう疑い、談合入札も、新聞社の人もびっくりしたと思うんですよ。最低で落として談合するなんて、くじに仕掛けがないとできんわけですから、そういう仕掛けが契約課長が疑われないというのはどういうことかということで、一番公平なのはガラガラポンなんですよ、今やっている中で。だからそういうのを取り入れれば、恐らく談合情報が正確だとすると、落札者は85%できても、他の業者は87%とか88%になると思うんですよ。85%で一並びにしませんよ。くじなんて、当たるか当たらんかわからないのに。談合が事実なら87%とか88%で、このところは応札しますのすぐわかります。急遽談合委員会を開かないといかんようになると思いますので、随時にそういうふうな検討をしていただきたいと思います。

○ 総務部長

くじの件でございますけれども、補助工事のあたりで私どもでガラガラポンが、質問者が言われますように本当にいいと思うんですけども、書面で残すことが求められております。それで今の課題にどう対処するのか検討しておりますので、ご理解のほど、精一杯努力させていただきます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:43

再開 15:43

(委員長席交代)

○ 副委員長

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○ 原田委員

今のずっと言われておりますのが、競争性を高めるための一般競争入札を採り入れて、成果といたしましては入札者が多い、落札ではくじ引きになっているというのが現状であるようであります。皆さん方が言いましたように一般競争入札に入るにあたりましてAランクからF、6ランクを、I、II、IIIと16社前後であったものが1ランクが三十二、三社というようなことになっているわけですよ。今度の鯉田で行きますと、市内業者であるところの3・4・5工区でいくと六十何社いくんじゃないかと思えます。競争性が高まったということだと思えますよ。そこで今、問題になっているのが、20社から10万㎡という縛りがついて8社になったと。そこでお尋ねしますが、何で20社かといいますと、全国的に大手が指名停止状態にあるわけですよ。これも永久に指名停止があるわけじゃないと思うんですよ。指名停止があれば停止解除があると思うんです。この停止解除の時期について調べたことがございますか。お尋ねいたします。

○ 契約課長

指名停止の解除の件についても契約課のほうで調べております。

○ 原田委員

ひと月たって10月になったらどのくらい増えてくるか、つかんでありますか。つかんであったら教えてください。

○ 契約課長

10月24日以降で解除されるものが9社あります。

○ 原田委員

一ヶ月経てば9社出てくるんですね。確か資料によればもう1ヶ月待てば3社ぐらい増えたんじゃないかなと思うんですよ。そうしますと、先ほどの、これは全部大手だったですよ、間組とかそういった上位から、ずっとあったかと思います。おそらく10万㎡くらいの条件をクリアするでしょう。そうしますと競争が20社ぐらいになるわけですよ。競争性が高まるということになるんです。いま議会でも問題になっているのが、やはり20社から条件を付けて、今、永露委員、兼本委員も言われましたように10万㎡という縛りで8社まで競争性が下がったんじゃないかということが今、問題視されてあるんですよ。話が別の方向にいくかもしれませんが、今度上がっていますように、目尾の工業団地の造成が来年の6月予定だったのですかね。とりあえず平成22年完成前にそういったところもできるわけでしょう。競争性を高めるためにそういった諸々を考えると、契約課長としては例えば12月まで待って競争性を高めた上できちんとした入札をやろうじゃないかというような計画を立てるお考えはなかったんですか。お尋ねいたします。

○ 副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:47

再開 15:47

委員会を再開いたします。

○ 副市長

ちょっと契約課長が答えることではないかなと思っておりますので私のほうから答弁させていただきます。確かに競争性ということであれば、極端な言い方をしますと経審点数が1150点以上と、その方全員が解除になるまで待てばかなりの競争性が出てくると思うんです。ただご存知のとおり工業団地を造ってそれを売るという一つの目的がございます。売る時期が早ければ、やはりそれだけチャンスがあるというふうに考えております。遅れば遅れるほど、どうしても売れる機会が少なくなるんじゃないかというようなことを思っておりますので、できるだけ早く発注してできるだけ早く団地を造成したいというふうに考えて今回の発注の段取りを取らせていただいたというようなこととございますので、確かに10万㎡ということをするれば、20社程度から7、8社程度に減るということとございますけど、公共工事でございますので、確かに競争性、一般競争入札でございますので、公平性、機会均等の状況を与えるとか、そういうふうなことで当然そういう確保というのも一つありますけど、やはり出来上がったものを売るということとございますので、品質管理というところもございまして、品質管理をするためにはある程度の条件を付けさせてもらって、そこの中で競争性を保って、できるだけ欲張った言い方をすれば安く造成してもらえればというふうな考え方で今回させていただいております。

○ 原田委員

恐らくそういう答弁が来るだろうと思うんですね。それ以外に答えようがないですもんね。それはわかるんですが、しかしながら今言っているのが、競争性を高める、それから例えばA

からFだったのがI、II、IIIということで倍ぐらいの市内業者が競争性が高まっているわけですね。6月の一般質問におきまして同僚議員が、鯉田の工業団地については市内業者でできるのかできないのかという質問をしております。そのときに気の毒なことに、今日いま土木建設課長みえてありますけどね、あなたがおっしゃったことは、「市内業者でもできます」というようなことをおっしゃっているんですよ。そうでしょう。その答弁をしてあって、その後には今度は1工区2工区はゼネコンを入れますよ。まして10万㎡の縛りがある。この10万㎡の縛りは私もちょっと引かかるんです。現実で言えばボタ山工事をした経験がある業者とかいうならわかるんですよ。例えば桂川の中央高校ですかね。あそこはボタ山を削って高校が建っていますけれども、あれはゼネコンは入っていない。市内業者だけでやっているんですよ。それよりももっと鯉田のほうが難しいんですか。おそらくボタ山だから多分変わらないんじゃないかな、と、私個人は素人ですからそんなふうに思ってしまうんです。そういきますと「市内業者でもできないことはありません」だったですよ。少し逃げが入ってございましたけれども、それが6月の一般質問ですよ。7月、8月、9月と経ったら、やはりゼネコンしかできません、高度な技術を云々と、どこでどんなふうに変ったのか、ちょっとそこだけ私にもわかるように簡単に説明いただけますでしょうか。

○ 土木建設課長

6月議会のときに、原田委員のほうから今おっしゃったことに対する答弁をさせていただいております。今おっしゃったとおり、市内の業者でもですね、独自でございましてできるとは考えております。しかしながら期間等々が定められておまして、かなり大きな工事になりますので、ゼネコンのほうが有利じゃなかろうかというふうに考えております。

○ 原田委員

今、答弁言い損なっただけじゃないかなと思うんですよ。期間工事が間に合わんということは、市内業者はそういった能力は全くないって言ってるのと同じことなんですよ。そうなんですか。

○ 土木建設課長

申し訳ございません。ちょっと私の答弁の仕方が悪くて申し訳ございませんでした。不測の事態が発生した場合、対策等々においては市外業者のゼネコンさんのほうが施工能力、技術等々では非常に優れた力を発揮していただけるのではなかろうかというふうに思いまして答弁させていただきました。

○ 原田委員

そのゼネコンが何か神様のようにピシャッと全部やりますよっていうふうにしか聞こえないですね。市内業者じゃどうもこうも信用なりませんというふうな、突き詰めて言うとそういうふうにも取れるんですよ。じゃあ何で6月の一般質問に市内業者と、じゃあ、その時にはっきり言えばいいじゃないですか。それともあの答弁は嘘を言ってたんですか、議会に対して。

○ 土木建設課長

嘘ではございませんが、先ほど申しましたとおりかなり土工量も大きくて、不測の事態等々が考えられます。もしそのようなことがあった時に提案型の業者のほうにやっていただきたいというふうに考えております。また国土交通省等々の仕事の中でも、提案型の工事に段々となっていくのではなかろうかというふうに考えております。

○ 原田委員

これも先ほどの永露委員と同じようになるのかもしれないですけど、例えば答弁で市内業者でもできるっていう、じゃあ、あと尻拭いがあった時には、できんかもしれないということですよ。じゃあなぜはっきり言わないですか、その時に。あなたは市内業者でもできないことはありませんって言ったんじゃないですか。できないことはないんですよ。じゃあなぜさせないのかなと、競争率が高いのに、私どもはそんなふうに思ってしまうんです。それで今言われま

したようにね、じゃあ、もし何か事故があった時につて、一般市内業者じゃ対応できないんですか。私は筑豊の業者っていうのはこの炭鉱町で営業されてあった数々の経験をお持ちの業者の皆さん方と思うんですよ。皆さん慣れてますよ。この道が落ちたとか陥没したとかですね、この筑豊でこういった工事をされてある方は、例えばこの福岡市とか県外の方よりもよっぽど詳しいと思うんです。違いますか、この点いかが思われますか。

○ 都市建設部次長

ただ今、土木建設課長が申しましたように、その6月の時点では市外業者がいいんだけど、市内業者でも何とかできるんじゃないかなというような答弁の内容でございます。しかし建設部の中のいろんな状況を、先ほども答弁しましたように、工程の施工の方法、いろんなバランスを考えて、同時にやはり施工が終わらなければいけないと。それでお互いの工区の取り合いもある関係が出てきますので、やはりそこでいろんな難しい問題が出てきます。そういったことでいろいろ検討した結果、市外業者の技術力の優れているところにいくらか参入していただきたいという検討の結果になったわけです。やはり筑豊の業者ということでは言われました。我々としては今、一般競争入札ということで7月からこういうような状況になっております。その中で我々としては、Iランクの中を見た中で、やはり我々は知らない業者もたくさんおられるですね。そういった業者の中で技術を持った方が2人とか1人とかいった感じの業者もおられると。中には優れた業者もたくさんおられると思います。だけれども一般競争入札の中で誰がその現場に入ってくるか分からないという状況も想定しました。そういった中で、全体の大きな工事の中で考えてみましたら、やはりそういった業者に頼れるのかなという思いもありました。そういったことも、いろんな思いをした中でやはり市外業者に何とか参入していただければ助かるがという思いも少しは出てきたものですから、いろんな面から総括的に検討した中で、市外業者で何とかお願いしたいということで決まったような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○ 原田委員

結局、今の答弁を要約しましたらですね、もう市内業者は何かあった時には頼りないとおっしゃってあるんですね、突き詰めて言いましたらね。市内業者では頼りないからやっぱり一つちゃんとしたところを入れてくださいよと。こういう答弁は果たしてあるのかなと思うんですよ。市内業者が頼りない。市内業者を育成っていうことだって、これ十分に私はあると思うんです。これずっと言ったら先ほどみたいになりますので、この辺で大体止めますけども。私はこれだけは、なんで指名競争入札から一般競争入札に行ったか、競争性を高めるために総務委員会ですと取り組んできたんです。そして市内業者AからFだったのが、I、II、III、常に三十二、三社ですよ。だからずっとくじ引きばかり続いているじゃないですか。ある意味これがいい、悪いはまた別問題です。一つ問題も発生してきます。例えば1番最低ランクで取れてきたときに、それを管理する技術者が役所にいるのか。こういった技術者の育成というのも今後必要な部分、分野になってくるかと思えます。皆さんが最低で取ってこられたらですね、やっぱり業者は少しでも利益を上げたいんですよ。そのあとどうなるかと、うがった見方をすれば手抜きがどこかにあるかもしれない。じゃあ、それをきちんと見られる職員が果たしていらっしゃるのか。今後もう団塊の世代が抜けますけれども、そういった職員を今からどんなふうで育てていくのか、様々な問題が出てくると思うんです。ちょっと話ずれましたけども、そういう中ですね、やはり市内業者は頼りないとか信頼できないっていうような、突き詰めて言えばそういう答えしか出てこないような答弁はですね、ぜひ改めていただきたいなと思います。これで終わります。

○ 副委員長

暫時休憩します。

休憩 16:00

再開 16:00

(委員長席交代)

○ 委員長

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

先ほど3点質問したいと言っておりました。1点目は予定の質問はしたんですが、2点目としてはですね、競争性と品質の確保についてお尋ねすると言っておったんですが、これに関わって先ほど兼本委員の質問と答弁の中で、重大な談合情報があったということも明らかになったんですが、その取り扱いの方向が本市の談合防止の方向に逆行する答弁があっているようですから、これについて質問していきたいと思います。その前に1点目で答弁保留の分がありましたので、その答弁求めます。

○ 土木建設課長

先ほど川上委員のほうから設計書の起案日等々のご質問がありましたのでお答えを申し上げたいと思います。起案日が平成20年8月12日です。それから決裁の日が8月14日、それから業選依頼日が同日の8月14日でございます。

○ 川上委員

それでは2点目のほうに入りますけれども、市としては、ずっと聞いてましたけど品質確保のためと言って、1工区・2工区の工事を行う共同企業体の代表は市外の手ゼネコンであること、さらに過去10年間に10万㎡の土量を扱う工事の実績があること、言わば三重に条件を付けたわけですね。もう既に質疑、答弁の中で明らかになっておりますように、1工区・2工区の工事と3・4・5工区の工事はギロバックの地盤改良があるという点では同じ条件です。むしろ1工区のギロバックの面積より3工区、市内ベンチャーのギロバックの面積のほうが大きいんですね。そういう状況もあるわけですね。さらに取り扱い土量も全体としては極端な違いはないわけですね。つまりこの三重に付けられた3つの条件については何の合理的な根拠もないというふうに言わざるを得ないですね。そうすると何が残るのかということになるわけですね。これは先ほどから縷々永露委員が指摘されておりますように、排除の論理なんですね。それしか残らない。つまりあなた方が1・2工区に特別の条件を三重に付けたのは、本当は品質確保のためではなく、排除の論理、従って別に深い理由があるのではないかというふうに思ってきたわけですね。このことを実は質問するつもりでおったわけですね。ところが、そういう状況の中で、先ほど言いました談合情報の答弁があったんですね。実は私は今度の一般競争入札の導入にあたってはですね、適正に、適切に条件を付ければ談合防止し、公共工事としてしっかりしたものが行える威力を発揮する状況にあるだろうと申し上げたことがあると思うんですね。その際に同時に談合防止との関係では、市が談合防止の新しい手立てを打とうとすれば、談合をことにするそういう勢力が新しい談合の手段を開発するであろうとも申し上げました。先ほどから出ております、最低制限価格で札を入れてくじを引くという方法も、一般的に言えば新しい談合の形とも言えると思うんですね。おまけにですね、国の運用規則の見直しなどによって最低制限価格が70%後半から80%だったのが、85%を超えるような状況が出てきておると。今度の鯉田工業団地の5工区全て超えたんでしょう。ですから85%ですね。だから最高額に張り付いているわけですね。この客観的状況を見れば、発注者としては談合の影が忍び寄っているのではないかと考えないといけません。その上で、そういうことを考えないといけないうちに先ほどの契約課長の答弁はおかしい。実は平成18年の予算特別委員会で当時の契約課長が、この談合情報の取り扱いについてこう言ってるんですよ。実は私が質問したんですが、岩崎浄水場事件、今、齊藤市長が被告になって住民訴訟が行われています。10月6日に公判

がありますよ。そういう状況なんですよ、飯塚市は。そういうふうに世間から見られているわけですよ。そういう状況の中でこれについてはですね、当時庄内町は持ってた談合情報に基づいて、実施設計、入札に関する談合情報があったんだけど調査に値せず、と言ったんです。そして後に町議会で厳しい批判を浴びたんだけど、その庄内が持っておった談合情報対応マニュアルと飯塚市が持つてる物は、同じ物なんです。ですから飯塚市の場合はいくつかある項目に庄内と同じように全部条件がかみ合わない情報として扱わないのかと聞いたわけですね。そうしましたら答弁はこうなんですよ、よく聞いてください。「本市の談合情報マニュアルにつきましては国のモデルに準じて作成したものであります。その内容につきましては原則的な対応やおおむねの判断基準を定めたものでありますので、その運用につきましては個々の情報に不十分なものなどいろんなパターンがありますが、1件ごとに信憑性など慎重に吟味し対応いたしております。」で、私が談合情報が匿名であっても対応するのか、調べるのかと聞いたわけですよ。そうしましたら、答弁はこうですよ、「匿名でも調査するのか、とのことであります、その情報に一部でも具体的なものなど疑うに足る事実があれば調査したいと考えている。」と言ったわけですよ。で、私がさらに、そのマニュアルに基づいて過去に匿名情報を調査した例があるかと聞いたわけですよ。答弁は「過去の例といたしまして、市への直接の談合情報ではなく、情報としては不十分でしたが、入札を延期し公正入札調査委員会を開催し、各社事情聴取を行いました。しかし談合事実が認められなかったため、入札を実施した例がある。」と。調査しているじゃないですか。そして私、何の工事ですかと聞いたんですよ。「平成14年度に発注いたしました鯉田共同浄水場機械設備工事でございます。」と。三菱の土地を取得して造った所ですよ。本市は先ほど言ったように岩崎浄水場事件で官製談合で訴えられている。そういう地方公共団体は全国にそうないですよ。そういう所ですよ。そこでこういう、新聞社から談合情報が寄せられて、調査するに値しないとか、あり得ないでしょ。従来の飯塚市の流れからいってもね。流れがあろうとなかろうと常識違反ですよ、常識はずれですよ。新聞社も勇気を持って言ってくるわけですよ。ですから私はルールどおり委員会にかけてね、その上で私は入札は止めるのが当然だと思います。どうですか市長、お考えをお聞かせください。

○ 総務部長

今の談合情報の件でございますけれども、先ほどもお答えいたしました、最低で全員が参加をする、札を入れるというような談合ということで、公取委にも聞きましたけれども、通常の談合の概念、これに入るものではございません。それで、これはするとすれば私どもがくじに作為的なことをしたというような失礼な談合情報でございます。そういうことは一切しないように私どもは努めるということで先ほどもお答えしているわけでございますので、その点ご理解のうえよろしく願いいたします。

○ 川上委員

総務部長はもう少し土建業界のことを知っているでしょ。あなたがこの中で一番詳しいんじゃないですか。そういう方が今のような答弁をするということはおかしいでしょ。談合とは何か、ですよ。今、業界がどうなっているか考えてみてください。持ちつ持たれつの関係もあるでしょ、同じゼネコン同士で。ここはあなた仕事取ってくれ、自分はこっちの仕事を取ろうと、またくじ引きで逆になったっていいじゃないですか、どっちがどっちでも。同じ仕事がどこかで同じ分量カバーできれば。そういう発想をゼネコンはやってるんですよ。必死ですよ、生き残りに。だから、ゼネコンが最低制限価格で入れようねと言ったとするでしょ。これは談合ですよ。明らかじゃないですか。それを市の総務部長が今みたいな答弁するんだったら、これは市民の税金いくら差し押さえて、児童扶養手当差し押さえて、年金まで差し押さえてやっても、お金足りませんよ。だからね、公正取引委員会か何か問い合わせたというのはいつかは知りませんけどね。今ここで起こっている現実の問題について、きちんと対応しないでどうするんで

すか。何のためこの1年間、入札問題で議論してきたんですか。首ひねっている場合じゃないですよ。それからね、例えばこういうことできるんでしょ。1工区でAというジョイントベンチャーが落札した、仕事取ったと。ギロバックの所はある下請けに回したと。2工区でBというジョイントベンチャーが取りましたと。同じ会社の下請けに出したって悪くないんでしょ。3工区でCというジョイントベンチャーが仕事取りました。同じ所に仕事回してもおかしくないんでしょ。その下請け会社がまた丸投げしてもおかしくないわけでしょう。おかしくないということはないけど。ルール上それがまかりとおるじゃないですか。だから取れなきゃ下請けに入る、自分が下請けに予定していた所に入れてもらう、いろんな談合の仕方あるでしょ。だからね、新聞社が勇気を持って本市に寄せてくれた情報を、値しないとかいうふうに言うような体質が官製談合の温床になるんじゃないかと思うわけですよ。市長どうですか、どう思われますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 16:15

再開 16:25

委員会を再開します。

○ 総務部長

適切な入札を、明日実行いたしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

その入札は、今、本市が取り組んでおる入札改革の方向に逆行する流れの中で強行されようとしているものだという事を指摘しておきたいと思います。

それで3点目なんですけれども、公告されている仕様書どおりに工事をすると安心な工業団地はできるのかという問題です。サンコーコンサルタントが市長に提出した成果品を見ますと、12月20日にこう書いているんですよ。「本日、土木部長より」と書いておりますから、誰のことでしょうね。「土木部長より市幹部へ説明を行った結果より工業団地を安心な団地ですとして販売したい」と。「疑問が残る箇所については公共用地としたい」とも書いてある。「50m以上あれば陥没しない根拠（文献）」と。「30mあれば大丈夫との意見書（江崎先生）」と書いています。浅所陥没のことですね。下のほうに来ますとね、液状化の問題とも書いてあります。かなり深刻なことなんです。これは午後からでしょうかね。午前中に三菱とサンコーが会っているんですよ。三菱が所長他3名がサンコーに会ってギロバックについてこう言ったんです、「詳しいデータはない」と。当社もいろいろ検討したがコスト面で問題があると判断したと、地盤改良について。三菱は自社での地盤改良を放棄したわけです。法的には三菱がしないといけないんですよ。あるいは西田工業がしないといけないんですよ。これを飯塚市民がさせられようとしているわけです。そこで、サンコーコンサルタントは2005年に福岡県に調査報告書を、市の委託調査をする前にやってレポートしていますね。問題点として洗炭残土層、ギロバックですね、3箇所ありますというのが第一の問題と。2番目が浅所陥没想定区域が広がっていることが第2の問題と。これは情報公開をとりましたけれども塗り潰されています。しかし、前後の関係からこれは明らかです。3点目なんです。コンクリート構造物に対する土壌と水分の強い浸食性をあげているわけです。これは、担当課、担当部のほうでもすでに読まれていると思いますが、確認していますか。

○ 土木建設課長

侵食性の問題だと思えますけれども、ボタ中に含まれる硫黄化合物は酸化により硫酸塩を地表面で濃縮されて高濃度化され、コンクリート等々を侵食するといわれております。しかしな

がら、本事業地は地下水も低く、地表面で高濃度化する傾向はきわめて低いと想定いたしております。このため地盤改良には影響はないと思っております。

○ 川上委員

それはあなたが思っているだけなんです。専門家はそう思っていないんです。深刻に受けとめておるんですよ。それで、ギロバックの地盤改良の方法についてコンサルタント会社の報告のとおりに行うんですね。バックホウ方式とかいうやつをやるんですね。

○ 土木建設課長

バックホウ方式ともう一点はパワーブレンダー工法を用いております。バックホウ工法は、4 mカットする分にバックホウ工法を用い、現状に残して3 m地盤改良を行う方にパワーブレンダー方式を用いております。

○ 川上委員

地表から3 mだけコンクリートを侵食性の強い土とか水があるところに、コンクリートを侵食するかもしれないところに混ぜて固めるというわけでしょう、3 mね。構造的にも直径が200 mくらいのほぼ円形に近い、楕円形でもいいけど、それがずっと3 m、氷が張ったようなもんですね。構造的にも問題が大きいですよ。同時に、固めた3 m地盤そのものがどのくらいもつのか検討しましたか。

○ 土木建設課長

先ほどのご質問でございますけれども、残滓のギロバック、残滓の残っているところの4 mの部分はカットします。一番深いところでギロバックの深さは21 m程度ございます、そのうちの4 mを今後改良いたしまして盛土に利用いたします。残るのが約16から17 m程度あると思いますけれども、そのうちの3 mを、地盤改良を行うというふうに計画いたしておるところでございます。したがって、コンクリートへの影響はないものと考えております。

○ 川上委員

今、いろいろかみ合わない答弁をされたんですけど、今年予算議会で当時の建設部長が後藤議員の質問に答えていますよ、地盤改良について。会議録が残っていますよ。「この沈殿池のそこに堆積しました残滓の堆積土は指で押しますと容易にへこみますので、この軟弱の土質は当然地盤改良をしていかないとはいけませんけれども」市長、聞いてくださいね、ここのところを。

「深部まで改良いたしますと非常にお金がかかりますので、そういうところにつきましてはある程度の深さまで改良を考えております」というわけですよ。つまりどういうことかという、地盤の安定よりは経費が安くなることに重点を置いているという答弁なんです。こういう仕様書を認めた責任は誰にあるんですかね。答弁を求めます。

○ 都市建設部次長

今、先ほどから何度も言いますようにギロバックの改良3 mでございますが、この3 mを改良することによって当面、また下の部分の柔らかいところというんでしょうか、柔らかいといってもそんなに柔らかいと、どういうふうな思いで柔らかいという質問をされているのかわかりませんが、状況としては上3 mを改良すれば道路並みの車が通っても十分耐えられる強度が出るというふうなことで技術的に検討しました結果、3 mというような数字が出ております。建築物、重要構造物等をその上に建てる場合においては耐え得る建築あたりのパイル工事、基礎工事を行いますので、そういった工事をして別々に表面に液状化というふうな状況に、影響があるというようなことはありませんので、そういったことで3 mということで改良を決定しまして設計に反映しているところでございます。

○ 川上委員

飯塚市で壮大な実験がやられようとしているわけですね。この仕様書はそういうことになっているわけですよ。この新しい地盤改良工法は実証実験してないでしょう。先ほど液状化のこ

とも言われたんだけど、液状化というのは地震が来たときに起こるわけでしょう、水が吹き上がるわけでしょう。これは江崎先生に聞きましたよ。地震が起きて液状化が起こる場所は飯塚付近は壊滅しているくらいの大震災のときじゃないとそんなふうには起こりませんと。非常に無責任なことを言いましたよ。それで凝固能力は先ほど答弁がなかったんだけど、どの程度持続すると考えられているんですか。地盤改良の仕様書の中では最大のポイントですよ、これ、どうですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16 : 36

再開 16 : 40

委員会を再開いたします。

○ 都市建設部次長

今の強度というようなことでございますよね、持続期間。これは今のところガスが発生していないという思いであります。コンクリートをそういった改良の材料として使うということでございますので、コンクリートの耐用年数が持続期間というようなことでご答弁させていただきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

まともに検討してないですね。あなた方が入札公告で明らかにした仕様書のとおり進めていったら、あなた方がいなくなる頃にはとんでもないことが起こっていますよ、現場で。ここには専門の方、技術者だった人も、現在技術者の人もいるわけだからね。真剣に考えてくださいよ。それからそういう意味で、品質確保の点で言うと、浅所陥没想定区域のことについてあなた方は何ら考慮してないでしょう。なぜ1工区でゼネコンがいるんですか。1工区でゼネコンいないでしょう、3工区でいないんだから。一つ考えられるのは浅所陥没、石炭を掘った跡の大きな空洞が真下に広がっているということだけです。だから、仮に談合情報のとおり三菱系の会社が仕事をすれば、どこにどれだけ坑道が入っているかわかるという条件があるじゃないですか。ぶち当たりますよ。そしたらどうなりますか。工事変更しないといけませんよ。4億、5億くらいで足りませんか。そういう事態になりかねない。それ以外にゼネコンに1工区を任せないといけない理由はないでしょう。3工区だってもっと大きいわけだから、ギロバックで言えば。ですから、私はこの仕様書のとおり行けばギロバックの地盤改良は失敗し、そして新たに多額の費用を要するかもしれない浅所陥没、工事変更、出費などによって、出費増が要求されるような入札になるんじゃないですか。その辺どうお考えですか。

○ 土木建設課長

お尋ねの件でございますけれども、浅所陥没についてはその恐れは極めて少ないと判断をいたしております。工事中、もし浅所陥没が起こった場合は対策工法を検討の上、対処してまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

浅所陥没が起これば工事変更してということのようですから、多額の追加工事費用が必要だということをお認めになったわけだ。それで、以上私3点とって長々とお尋ねしてまいりましたが、どれも、どれをとってみても入札の前に解決しなければならない問題ですよ。複雑な工区割りの問題でも談合情報の問題でも仕様書のとおりやって安心できない工業団地がつくられるという点から言っても、入札を考える前に解決しとかなんといかん。発注者が責任を持ってやらないといけませんよ、市長が。ところが市長は鯉田の公民館のタウンミーティングで、もしこれが企業が来なくて失敗したらどうするんだと。そしたら「そのころには私もいないし、ここにおる部長たちもおらんでしょ」と。もちろん副市長もおらんとという意味でしょう。そ

んなに責任が取れないんだったら入札をやめるべきじゃないかと思うわけですよ。これは市長の判断でしょう。副市長も言ってくださいよ、そこまで責任を負えないんだったらやめるべしと。あなた方は飯塚リサーチパークで47億7千万円税金をつぎ込んで自分たちは責任を取らないし、先輩たちにも責任を取れと言わないわけでしょう。このまま明日入札をしいはがらないですよ。このことを指摘して質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。